

CDMに係る吸収源事業についての説明会

日 時：平成13年8月27日（月）14時

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター

（財）国際緑化推進センター

CDMに係る吸収源事業についての説明会

日時：平成13年8月27日（月） 14：00～16：07

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟309号室

内容：

- ・挨拶 塚本隆久（国際緑化推進センター理事長）
- ・講演 「京都メカニズムに基づく海外植林事業について」
井上 幹博氏
（林野庁 森林整備部計画課海外植林推進調整官）
- ・質疑応答
- ・参考資料－講師の講義レジュメ
 - －COP6再開会合（閣僚会合：概要と評価）
 - －ボン合意（FCCC/CP/2001/L.7）
 - －COP6吸収源交渉グループ議長テキスト（FCCC/CP/2001/L.11/Rev.1）

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「CDMにかかる吸収源事業についての説明会」を開催させていただきます。

私、主催者であります国際緑化推進センターの仲と申します。本日、2時間ほどでございますが、司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2時間ですので、それほど複雑な日程ではございませんが、段取りだけ冒頭にご説明させていただきます。まず初めに、主催者であります国際緑化推進センターの方から主催者のごあいづつをさせていただきます。その後、林野庁の井上海外植林推進調整官から、おおむね80分ないし90分程度の報告をいただきまして、その後10分間の休憩をとらせていただきます。その後、20分ないし30分程度の質疑を受け付けさせていただきたいと思っております。そして、会場の都合もございますので4時に終了となっておりますので、ご参会の皆様方のご協力方、よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭に主催者でございます国際緑化推進センターの理事長の塚本隆久からごあいさつ申し上げます。

○塚本理事長 国際緑化推進センター理事長の塚本でございます。

本日は、去る7月にドイツのボンで開催されましたCOP6の報告会を開催いたしましたところ、大変お暑い中、このようにたくさんの方々にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございました。

また、講師をお願いいたしました林野庁の井上海外植林推進調整官には大変お忙しい中、お引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、昨年11月にオランダのハーグで開催されたCOP6の会合につきましては、全世界しかも様々な分野の方々から強い関心が寄せられたわけではありますが、残念ながら京都議定書の運用ルールの交渉が合意に至らず、今般のボンでの再開会合に先送りされたことは、皆様、ご案内のとおりでございます。そして、この再開会合につきましても、アメリカの京都議定書からの離脱問題という先行き不安の中での開催で、やはりアメリカの翻意はなりませんでした。我が国初め関係国の努力によりまして京都議定書の運用ルール、実施ルールが大枠において合意に達し、決着を見たところでございます。

本日は、日本政府の代表団の一員として、ボンの再開会合に出席されました林野庁の井上海外植林推進調整官から会議の様、特に植林等によりますCDM吸収源事業を中心にお話をいただきたいと思います。

ボンの再開会合において特筆すべきは、やはり日本がこれまで主張してまいりました森

林の吸収源機能が、国際的に大きく認められたということだと思います。これはまさに画期的なことでありますし、これまで森林造成に携わってきた関係者にとりましては、大変励みになることだと思います。もちろん大枠の合意でございまして、これから、この秋、モロッコのマラケシュで開催されるCOP7等の会合の場で、詳細が詰められていくということになるかと思いますが、いずれにいたしましても、地球温暖化問題という大変困難な問題の解決に向けまして、具体的にその第一歩が見出されたということは、大いに評価されてしかるべきであるし、私どももその流れを変えることなく、さらにこれを大きくするように努めてまいらなければならないと思っているところでございます。

そんなこともございまして、当センターといたしましては、引き続きマラケシュのCOP7の会合の報告会等も予定させていただいておりますので、本日ご参加の皆様方には、ぜひまたこの次の機会もおいでいただくように、これは次回の予告編でございしますが、お願いを申し上げる次第でございます。

お暑い中、大勢の皆様にお集まりいただきましたことを、再度御礼申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、井上調整官、よろしくお願いいたします。

○井上 ただいまご紹介にあずかりました林野庁海外林業協力室の井上でございます。

ここにお集まりの皆様方には、常々、海外の森づくりにご協力いただきまして感謝申し上げます。

本日は、この説明会を開催していただきました国際緑化推進センターさんの方から、COP6再開会合の概要と評価と、吸収源CDMに焦点を当てました概要と評価とを行ってほしいという話がございましたので、代表団の一員として、その様子を振り返ってみたいと思います。また、COP6再開会合の経緯とともに、今後どんなことが話題になっていくのか、今後必要な作業は何かについても一考察いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ボンにおける再開会合ですけれども、今、非常に情報が発達している世の中でして、ここにいる皆様方も、大体そうは時間的なロスがないという形で、その様子をうかがい知ることができたのではないかと考えております。全体像という面からいいますと、日本にいた方がかえってよくわかったかもしれないなど、時々思ったりいたしました。

現地を担当として参加していますと、その担当分野は時々刻々の動きというものはわかりますけれども、全体的な、一番政治的な部分といいますのは川口環境大臣、また関係各省の代表のみが特別室に入って、ブロンク議長や各グループの代表と交渉しておりましたので、私など、個別のものとしましては、結構全体的な状況把握がおくれている、ああ、そんな状況なのか、というふうに思っ戸惑うということもあったわけです。

今回の協議の対象になった部分ですけれども、ご存じのように途上国の問題、吸収源、それと京都メカニズム、さらに遵守という4分野です。本日は京都メカニズムの中でも、吸収源に関する部分を中心にお話いたしますが、全体の話題にある程度及ぶということもあるかと思えます。そういう話の中には、私が入手したソースとして、新聞情報であるとか、人から聞いたものであるとか、そういうものも多々あるということで、すべてがすべて私が核心の部分を確認したものではないということを差し引いてお聞きいただきたいというものです。あのとき、こいつがこんなことをしてけしからん、というふうには思っいただかないように、そんな気持ちで聞いていただければ、私も気が楽に話せるという気がいたしますので、その点、ご承知いただきたいと思えます。

いうまでもなく、ことしの7月にボンで開催されましたCOP6の再開会合は、昨年11月に開催されましたハーグの会合が、最後の土壇場で合意がなかった。主に吸収源問題で合意に至らなかったというふうにいわれておりますけれども、そういう中で、CDMに関する吸収源の問題もその中の一つとして非常に重要な部分だったということです。今回、7月のボン会合は、その合意を期して開催されたものということです。

ただ、ことしの3月になりまして、アメリカの京都議定書離脱問題が持ち上がりまして、こんなことでは本当に会議を開いてもまとまるのか、各国、また私どもも本当に大丈夫なのかなというように感じていました。この会合はブロンク議長が意地で開いているのではないか、ブロンク議長の任期は、次のモロッコで開かれますCOP7までの1年間ということになりますので、そこまでの任期であるブロンク議長が本当に無理して開いているのではないか、というようなことを言う人もあったと思いますが、終ってみますと、よくうまくまとまったなという感想を、直接の当事者の一員として持ちました。こんな感じでまとまるのであれば、昨年11月に、アメリカも含めてまとまっておれば、もっとよかったのかなと残念に思いますし、またそのように思う人も、ある程度少なからずいるのではないかなという気もいたす次第です。

とはいいいましても、アメリカは大変孤高といいますか強い国でありますので、もし昨年

11月にまとまっていますが、アメリカが京都議定書の批准を行ったかどうかというのは、それはまた別問題だというふうに思います。

これも皆様方の中で、よくご存じの方がいらっしゃると思いますが、COP3、京都会議の半年ぐらい前になりますが、アメリカの上院が、京都議定書をまとめるその会議が近づいてきたということで、その対応の方針を決議したことがありまして、その決議の中では、これは95対0という満票みたいなものですが、途上国が参加しないものには我々は了解できないし、アメリカ経済に害を及ぼすような議定書であれば了解できないという決議をいたしたわけです。そういうようなアメリカでございますので、昨年、もしアメリカを入れて合意が成ったとしても、その後の批准作業がどういうふうになっていたかは、またもう少し別の要素があるのかもしれませんが、ただ、形の上で、アメリカが最初から抜けているのと入っているのとでは大きな違いがありますので、歴史の歯車はいろいろな偶然が作用して行き違いが生じてしまうものだというのを今さらながらしみじみと感じ入っておる次第です。

それと、これもほとんど憶測みたいなものになってしまうんですけども、EUも同様に、昨年、ハーグで、ほんのもう少しでアメリカも含めて合意できるところだったけれども我を通して、結局時間切れでまとまらなかったということについては、結構、後悔しているのではないかという観測もあるわけです。それに輪をかけまして、今年になってから、アメリカが議定書から離脱するという話がありまして、この辺はEUにとっては大変なショックではなかったかと思います。

そういう経緯がありまして、今回はどうしてもまとめたいということからすると、最も大きな問題であった吸収源問題を、この解決の第一歩とEUが考えたというのも、これは戦略として最終的には成功だったと分析できるかもしれません。その中で、特に日本に対する有利な数値を最初から打ち出していたというのも、これはボン会議に至る少し前から動きとして注目できるものではなかったと思います。

また、さらに途上国につきましても、途上国自身は削減義務を負っているわけではなくて、自由に意見を言う立場にある。むしろ、今後の温暖化対策としていくら先進国が出してくれるのかというのが非常に大きな問題だった。途上国側の最大のプライオリティーであったわけですが、これにつきましても、今回のボンの会合では、総額いくら出すということを合意文書に記載しないということで、途上国が譲歩しておるわけであります。

このように、いろいろなグループからの譲歩なりがあって、今回のボンの会合というの

は合意に至ったということが言えるのではないかと考えております。関係国の動きを私の持っている情報の中から見ると、そんな話になるのかなと思われるところです。

次に資料の説明に入りたいと思います。番号がついていない資料はOHP用の紙でありますけれども、全部で11枚、これは後で詳しく説明いたします。そのほかにナンバーが1、2、3と打ってある資料がありますが、これらは簡単に流しておきたいと思います。

まず資料1ですが、ことしの7月のボン合意の概要と評価です。ボン会合は2週間あったわけですが、その真ん中過ぎの月曜日に政治合意が成り立った時点で、日本政府代表団で作成したものです。これはいろいろなところで配布されている資料ですので、皆さんの中には、もうごらんになっている方も多いと思いますが、今回のボン合意の核心部分ですので、ここに用意しておきました。

資料2は政治合意の文書です。前の方に仮訳の日本語、後ろの方には英文をつけております。今回、用意したのは2つの文書ですが、気候変動条約事務局のホームページを見ますと、たくさん文書があって、どれが重要なのかよくわからない。ホームページを見て嫌になる方もいらっしゃると思うんですが、この見方といたしまして、今回の資料2の右肩の上の方に「FCCC/CP/2001/L.7」と書いてあります。これが文書の名称になっております。我々の間では、今回の政治合意の文書は「L.7の文書」と言っております。「L」がついているものは法的に合意に至ったという意味合いです。

それともう一つ、資料3は、右肩に「L.11/Rev.1」と書かれております。これは、俗に「L.11」文書で、吸収源に関するテキストです。L.7の文書が全体の政治合意としてできましたが、その政治合意をもとに、個別のテキストに吸収源の部分を落として肉づけしたのがL.11の文書です。リバイズして一回変更になったので「Rev.1」というのが後ろについておりますが、通称「L.11」と呼んでおります。

先ほどLがついているのは合意に至っている文書だとお話し申し上げましたけれども、このL.11の文書だけは例外で、まだ合意には至っていない部分がありますので、これだけはちょっと承知しておいていただきたいと思います。

といいますのは、これも新聞でもご存じのことかと思いますが、ロシアが、後でも申し上げますけれども、政治合意に至る前後から、また合意に至った後も、自国の吸収量について、これでは少な過ぎるということを言い出しまして、結局、ボン会議の最終日までには収拾がつかず、ロシア部分がペンディングになっているという特殊事情があります。この文書はLがついておりますが、まだペンディングのものであるとご承知おきいただきたい

と思います。

それと、もう一つ、京都メカニズムにかかるものは、それでは足りないではないか、今日聞きに来たのはそのためなんだ、という方もいらっしゃると思いますが、京都メカニズムにつきましては、2つポイントがあります。1つは、ボンの合意でCDM吸収源プロジェクトについては、京都メカニズムの方に本来ならば記述することになるんですが、今回は、政治合意の域を出た文書は作成されていないということが一つです。

それと、京都メカニズムの中で、吸収源のCDMに関する議論を、議長として先送りするように誘導していたということもあるかと思います。こういう大きな政治問題については、ボン会合では、政治合意だけでたくさんだという気持ちがあったのかもしれませんが。それ以上のごたごたは、とりあえずちょっとお休みして、次のモロッコの会合もすぐあることだし、そちらで決めてもらおうというふうな気持ちもあったのかもしれませんが。いずれにしても、吸収源の記述につきましては、京都メカニズムの方のテキストにはまだ記述されていない段階です。

また、それと京都メカニズム自身、政治合意でそれなりの整理はできましたけれども、まだまだ中途半端な段階ですので、個別のテキストは締約国会議のテキストである「CRP」という番号がついたままになっております。ということで、今回は、メカのテキストまでは用意していないことをでござ了解いただきたいと思います。

もう一回、資料1の「概要と評価」に戻ります。全部を説明することはいたしませんけれども、ポイントといたしましては、1ページのいちばん下の「●」ではないかと思います。ここには吸収源に関しては、我が国がこれまで主張してきた吸収量の1,300万炭素トン、3.7%が確保されたこと。それと遵守につきましては、焦点となっていた法的拘束力のある記述にするかどうかについては、京都議定書発効後の第1回会合において措置されることになったという書きぶり。これが、一言でいうならば、全体の様子をよくあらわしている言葉かなと思います。

吸収源以外の話につきましては、関連して話が及んだときに言及したいと思います。

吸収源CDMの話は、やはり本体の国内吸収源にかかわるものの中の一部としてなされておりますので、全体の議論がどうなっているかということにつきまして振り返ってみたいと思います。

これは、もう何年越しの話でもあるんですけども、吸収源問題というのは、排出削減目標、我が国の場合、6%課せられている排出削減目標との絡みで、一定量の吸収量を確

保するということは、もちろん必要、それとカナダとか豪州、ニュージーランドを含むアンブレラ・グループにとっても、絶対に必要な要素であるとの主張を行ってきたわけです。

特に日本にとっては森林状態が、過去に森林をずっと長いこと破壊してきた国とはまた違った森林構成を持っていることから、いろいろな計算式で各国の吸収量を出していくという試みが行われてきた中で、どうやっても我が国にはいいパーセンテージが出てこないという状況でした。

E Uといたしましても、我が国が国全体として非常にエネルギー効率がいい段階を達成しているという理解は十分にしておりますし、日本が議定書発効のためのキーとなる国ですから、日本に対してある程度の優遇措置をどうやったら与え得るのかということは、それなりに検討されていたと理解するわけです。一方では、我が国だけ例外規定というもの、またこれはどうも変だという意見もありまして、その辺を最終的にどういうふうに整理したらいいのだろうということは、各国が悩んでいた問題であったと思います。

ボン会合におきましては、そういう中で、E Uや途上国グループからもこうしたらいいという意見が出たわけでありますけれども、一つ大きな起爆剤みたいになったのは、カナダが最初に言い出した提案に端を発しています。カナダ・日本・豪州、それと最後にはロシアまで乗った案、これは3条4項の森林経営による吸収量というものは、政治交渉によって個別のキャップをつくろうという提案です。これが交渉を促進させる大きな流れになりました。

それと、吸収源グループのとりまとめは、アルゼンチンのエストラダ大使がやることになりました。2週間の会議が始まったときは、エストラダさんは京都メカニズムの共同議長だったんですが、途中から吸収源の議長も兼ねてやることになりました。エストラダはC O P 3の京都会議で各国の数値を決めた人です。極めて強引な人です。そういうやり方でないと、C O P 3のときはまとまらなかったということもあったのかもしれませんが、その手腕がブロンク議長から評価されて、今回起用になったのかなという想像もできます。

エストラダのやり方は非常に荒っぽいので、京都メカニズムのグループでは、アンブレラ側としては非常に嫌な人材だというふうに評価しているわけなんです。一方、吸収源グループで、どうしてもまとめなければならない場面においては、むしろ評価されるような結果になったわけです。

先ほど言いましたカナダ・日本などの四国提案、そういう提案が出てきてから、そう時

間も消費することなく、政治合意の基礎ができたことから、ブロンク議長の手腕もそれなりに大したものだな、というふうに考えざるを得ないと思っております。

資料の2と3に、両方とも表がついています。表は吸収源の各国当たりの割り振りの表なんですが、資料2のL. 7についている表と、資料3のL. 11についている表は、若干だけ違うという形になっております。簡単に申しますと、数値としては変わってないんですが、資料3のL. 11についている表、9ページの後ろに表がついておりますが、これが最終的な表というふうに見えていいんですけれども、ベラルーシであるとかクロアチア、これはまだ空欄になっているということです。これは後で数値を入れるという話になっております。それと、L. 7の方の表は、アメリカがまだここでは空欄になっているわけですが、アメリカの主張によりL. 11の表では、アメリカを抜いて整理されています。

表をじっくり見てもらおうと、それなりに奥ゆかしいものがあります。森林経営で各国が1年当たり吸収し得る量、5年間ではこれの5倍を、各国はクレジットとして使っているという量になるんですが、日本とか、カナダ、それとロシア、この辺が大きな値になっております。これは結局、吸収量の算定は、どうやってもうまいぐあいにはなかなかいかないことなのですが、さりとて理屈はちゃんとしたものでないといけないという悩みがあります。原則として、今年の春ぐらいから提案がありました森林経営の吸収量に85%割り引いて、かつ各国の吸収量の削減約束、これの3%以内とするという計算は踏襲されているということです。さらに、自然的背景など特別の要素を持っているという国の場合には、日本であるとか、カナダ・ロシアに別の特別の割り当てをしております。

これは余談なんですけれども、日本はもう随分前から、我が国は3.7%が必要なんだとずっと主張してまいりましたので、その誠実さが評価されて、日本の場合3.9%相当ぐらいになります。1,300万トンという量が割り当てられることになりました。ところが、一方、カナダを見ますと、1,200万トンという数値になっております。これは極めて大きな値、どさくさでこういう数値になっていたのか、その辺は私もよくわかりませんが、カナダですと7%以上の吸収量が獲得されたということになるわけです。実際、カナダの削減量の約束量は日本と同じ6%ということになっておりますので、ここで7%か8%ぐらい吸収量が確保されてしまいますので、この表をそのまま使うとすれば、逆にプラス1%か2%ぐらいは、1990年時点に比べて余分に排出してもいいということになっているということです。

また、カナダは、このほかにも農地管理ということで吸収量を算定できることになって

おります。吸収量算定というか、むしろ、今まで乱雑な耕作で全面耕運していたのを、耕す部分を少しにする、面積を小さくする耕作方法をとるということにより、排出されるCO₂を少なくすることによって、相当な排出量削減が期待できるのではないかと、カナダは考えているようです。

それともう一つ、ポイントとしましてオーストラリアなんですが、オーストラリアは森林経営による上限量0%となっております。オーストラリアは森林経営の吸収量は要らないということになるわけです。これはオーストラリア自身、今言いましたような農地管理とか、放牧地の管理、こういうもので相当量を獲得し得るという読みがあると聞いております。具体的にどのくらいの数値になるのか、そこまで把握しておりませんが、森林経営よりも農地、放牧地の管理の方で獲得する。また、森林に関しては、これも皆さんご存じのとおり、3条3項の新規植林であるとか再植林、これは森林経営以外の部分ですが、そういうもので大いに吸収量を獲得し得ると考えているのだと思いますが、いずれにしても、そういうものはこの表の中に入っていないので、オーストラリアはゼロになっているということでございます。

それと、最後にロシアなんですが、ロシアの数値は、この表では1,763万炭素トンとなっております。ロシアはこれでは小さいと言っているわけですが、とはいえ、そうしたらいくらが本当に適正な数字なのかというのは、ロシア自身にもわからないということから、このロシアの数値につきましては、もっとずっと検討させていただく。後で、この数値は、これは正当化は必要なんだろうけれども、変えさせていただくという含みを持たせる文章が、説明に入っております。

この文章のL. 11、日本語の方で見ますと、7ページの12が、ロシアの問題を解決するために後で入れられたパラグラフといえます。もう少し検討させてほしいということです。先進国の1990年時点のCO₂排出量としては、日本は8.5%、ロシアは17.4%、非常に大きい。ロシアは日本の2倍以上です。この数値が議定書発効のためのロシアの持ち数字ですので、ロシアが入らないことには議定書は絶対発効し得ない。アメリカが抜けてしまったので、ロシアが入らないと発効しないので、わがままを言っても大丈夫な国となって、昔からわがままなのかもしれませんが、もう少し検討させていただくという形になっております。

これが吸収源にかかわります全体的な動きでありました。

吸収源CDMについて、ちょっと行きつ戻りつしてしまうんですが、先ほども言いまし

たように吸収源CDMは京都メカニズムの中の一つの分野でありますので、もともと京都メカニズムの交渉グループの中で議論されていたわけです。ところが、そもそも京都メカニズムのグループというのは、共同実施JI、CDM、さらに排出量取引といった多岐にわたる柔軟性措置を議論していく場であって、しかも、それぞれの中で理事会の構成はどうするかとか、もう一つ、これは日本が譲歩した事項ですけれども、原子力問題なんかも議題に入っていることから、吸収源CDM問題を京都メカニズムのグループで議論されていたのでは、いつまでたっても京都メカニズムのそのほかの部分が進まないという悩みがありました。

ということで、昨年ハーグの会合では、吸収源CDMを入れるか入れないか、含むか含まれないか、この議論につきましては、まず4つあるうちの吸収源グループ、そのグループの方で技術的な問題を議論してもらって、その結果を京都メカニズムのグループにインプットしてもらおうという対応がなされてきたわけです。

しかし、だれもが政治問題だと思っている吸収源CDMの問題につきましては、吸収源グループで技術的な問題を議論するといっても、結局は結論にはたどりつけません。例えば、EUは吸収源CDMは第一約束期間には絶対適用すべきではないという立場でしたし、途上国は含めるという国と、含めてはならないという国に2分されているんですが、特に大国の中国のような国は強硬に反対している状況でした。

またアンブレラ・グループでも、特にカナダとか、これは米国もそうだったんですが、吸収源は森林保護、森林保全のプロジェクト、そういうものまで全部含めてCDMに含めるべし、というふうに強く主張している国もありましたし、これはいつまでたっても明らかという状況であったということがいえます。

7月のCOP6再開会合におきましても、最初はそれぞれ京都メカニズムのグループ、吸収源グループ、それぞれ賛成、反対であるとか、議題に乗せろ、乗せるべきではないというやりとりが続いて、これは雲行きはどうかという場面もあったんですが、吸収源CDMが結果として入ることになったのは、今から思い返してみると、大きな政治決定の賜物であったと思います。

それと、結局繰り返しになりますが、政治決定がなされて、CDM吸収源の中で新規植林、再植林が入ったわけですが、その扱いをどうするかという問題につきましては、それ以上の議論が、今回のCOP6では行われませんでした。無理やり行わなかったという言い方が正しいのかもしれませんが、結局は政治合意のテキストとこれを吸収源の

テキストで政治合意の内容を敷衍して書いたところで終わっております。今後の話は、また C O P 7 以降の展開に委ねられることになると思います。

それでは、O H P の方で簡単に説明したいと思います。

(O H P 1) お手元にもありますけれども、これだけは強調しておきたいということにつきましては、O H P にいたしました。

一つは吸収源にかかる決定のポイントで、今、話したものを表にしてまとめておきました。それと今後必要な作業。さらにもう一つ、ぜひとも取り組んでおきたいものとして、A I J という制度があります。これにつきましては、最後に説明させていただきたいと思っています。

(O H P 2) この表は吸収源にかかわる結果を簡潔にまとめたものです。上から国内吸収分、次が J I、一番下が C D M という形にしております。

この中での様子は、ほとんどのものが、少なくとも言葉書きが書いてあるところは、今回の C O P 6 で決定いたしましたものです。特徴的なものを二つ、三つ挙げるとすると、J I につきまして二つ特徴があります。J I は日本の立場から見ると、例えばオーストラリアとかニュージーランド、それとロシアも対象になると思いますが、そういういわゆる先進国同士、市場経済移行国も含めますが、そういう数値約束を持った国同士でプロジェクトをやって、その一部分を、日本の立場で言えば日本に持ってくるというものです。J I につきましては、新規植林、再植林について、会議の議論の中では上限を設けるべきという議論も根強くありましたが、3 条 3 項の新規植林、再植林という活動には上限がないものですので、理屈の上からも J I の新規植林、再植林は上限の規定は設けないものと決まりました。

ただ、右側の森林経営の部分につきましては、3 条 4 項に関係する部分です。これには今回の決定では上限がつけられております。上限から J I を外せという議論もしたんですが、最終的にはやむを得ない妥協として、国内吸収源と合計の部分で上限をつける。日本の場合は 1,300 万炭素トン、これに相当する量が上限と決まりました。ただ、森林経営で、例えばオーストラリアは L. 11 の表で森林経営はゼロと言っていますので、オーストラリアで森林経営をする J I は考えられないわけですから、妥協というわけでもないと思っております。

それと、C D M につきましては、新規植林、再植林につきまして C D M に含まれるという決定が行われております。ただ、その上限もつけられておりまして、各国の 1990 年の規

準排出量の１％が上限となっています。

日本の場合を考えてみますと、１％というのは３００万トンを越す量になりますので、今後、相当な努力をしても、獲得はどうかというような非常に大きな量でありますので、これは我が国にとって不足のない決定であったと思っております。

(ＯＨＰ３) これは、ＳＢＳＴＡへの要請事項ということで、Ｌ．７にもＬ．１１の文書の中にも書かれております。ＳＢＳＴＡといいますのは、締約国会議ＣＯＰの下での位置づけにある会議です。ＣＯＰ会議が１年に１回開かれますが、ＳＢＳＴＡは１年に２回開かれる。２回のうちの１回はＣＯＰの前半の１週間がＳＢＳＴＡで、次の１週間がＣＯＰという構成になることが多いんですが、そのＳＢＳＴＡへ検討を要請する事項は次のものにします、という決定であります。

吸収源のＣＤＭを認めるとはいつても、まだ問題点はたくさんあるではないかという主張に対して、今の時点では、説得できる説明をなし得ていないということもあります。いろいろな問題点、永続性であるとか、追加性、アディショナルリティー、不確実性、計測などなど、結構森林はいいかげんなんじゃないかという話に対してどう対応するか、そういうものに対する決め方を、あと２年間かけてＣＯＰ９において採択しようという決定案になっております。

ＣＯＰ９といいますと、ことしの秋がＣＯＰ７、来年がＣＯＰ８です。来年じゅうか、そこぐらいに京都議定書が発効することになれば、うまくいけばＣＯＰ９は京都議定書が発効した後の最初の会合になる可能性もあるわけです。そういう場で決定案を採択できる可能性があります。

(ＯＨＰ４) 先ほども申しましたＳＢＳＴＡは、技術的事項を行政官が対応する会議なわけです。ところが、行政官自身では対応が難しいものもある。いろいろな計算方法であるとか、理論的な部分というのは、研究者にやってもらう話であろうかと思いますが、今言った吸収源ＣＤＭの計算の仕方、どういうモニタリングをするのかとか、そういうものも含めまして、これはＩＰＣＣ、科学者の集まりに要請するという決議です。これも同様にＣＯＰ９において決定案を採択するとの予定が書かれております。

(ＯＨＰ５) それと、今まで国内森林についてどこまでを「森林」に入れるかということがずっと議論されてきたわけですが、この森林の定義について海外でプロジェクトをやる場合に、どのように使われていくかというところは大いに関心のある事項です。

ここの森林の定義は、３条３項、４項に適用される定義ということになります。ですから、

国内の森林とJ I の場合は同じような定義が適用されるということになるかと思います。

例えば、樹冠率、10～30%以上の面積が0.05～1.0 ha 以上と書いてありますが、この中で、その国の実情に合ったものを選ぶということです。ちなみに日本の場合をいいますと、樹冠率30%以上で面積が0.3 ha、この辺が統計上拾えるということでもあります。ここにあげた数値は各国ごとに、適用しているものを全部取りまとめた幅ということがいえると思います。

また、下線をつけてありますが、伐採跡地で更新が期待される場所は、森林と認められるわけです。

(OHP 6) 新規植林、再植林の定義。これは森林の定義の問題とも大きく絡んでくる話です。ちなみに、この定義につきましては、若干だけ直しているところがありますが、ハーグのときから、つまり半年前からまとまっていた事項です。

皆さんの中には、再植林につきまして、F A O の定義とかI P C C の定義、これの議論の話を随分長いこと聞かされたという人が多いと思いますが、結局、今取り上げている定義というのは、I P C C が規定した再植林の定義になっております。I P C C の再植林の定義と、F A O の定義というのは随分差がありまして、F A O ですと、通常、伐採跡も再植林に入れるわけですが、I P C C の再植林の定義というのは、1989年12月31日、ちょっと前のテキストまでは1990年の1月1日となっていました、大した違いはないと思いますけれども、基準年の時点において、森林でなかったところ、日本の場合でしたら、例えば耕作放棄地みたいに森林以外に土地区分されているところ、そういうところのみ再植林と認めるという定義を採択しているわけでありまして。

ただ、日本にとっては、この再植林の定義を使ったとしても、一般的に伐採してその後植えるという行為自体が、森林経営の方で読めるということを会議の中で確認しておりますので、吸収量全体としては対応は可能ということになると思います。

ただ、これが途上国のC D M の場合は、どういう定義にしていくべきなのかということにつきましては、まだ今後の議論に委ねられるということでもありますので、これは真剣に考えていく必要があると思います。

例えば、インドネシアの方々なんか、ここに載っているような再植林の定義を使うと、C D M は、とてもじゃないけどできないというふうなことも言っておりますし、それぞれの途上国の実情に応じて、どうやったら量的にもよりよいプロジェクトが形成されていくのかを、彼らの意見を聞きながら、私たちとしても対応していく必要があると思っております。

ます。これにつきましては、また皆さん方のいろいろな経験も含めまして、後でご意見をいただければ、私どもも大変助かると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(OHP 7) これは繰り返しになりますので、最初の1.は省きますが、2.の計上方法は、国内森林とJ I、CDMは明らかにアカウンティングの方法、計算方法が違うということです。これはJ IやCDMの方が難しいというふうにとってもらってもいいんじゃないかと思います。

それと3.の計上期間です。これは議定書上、国内森林とJ Iは2008年から2012年の吸収量を計上する。CDMは2000年以降が計上されるということになっておりますが、このところが、我々も、若干ややこしい問題があると認識しております。

一つ、計上期間につきまして、今後考えておかなければならないのは、さきのボン会合でも排出源の方は、クレジットの発生する期間については、議論して大体の合意に至っておりますが、吸収源のプロジェクトというのは長い吸収期間を持ちます。郷土樹種を使いますと、50年ぐらいは成長していくという場合にクレジットの発生期間が余り短く対応できないという問題も発生すると思います。ちなみに排出源の方は、クレジット期間は最大限21年ぐらいに今のところなっています。ですから、計上期間、クレジットの期間につきましては、今後も十分議論してもらう必要があると思っております。

また、ただいまJ IやCDMはベースラインを使うので結構難しいというような話もいたしましたが、ベースラインは非常にややこしい問題、もっとたくさんの資料が集まらないうと、プロジェクト自身が発足していくのが結構つらいのではないかなという気はいたしております。

吸収源プロジェクトでは、できれば地域全体で一定のマルチベースラインをつくって置いて、個々のプロジェクトに応じて修正して適用できるようなものができれば、一番やりやすいのかもしれませんが、排出源の方のベースラインの議論は、マルチのベースラインはまかりならんというような議論を、特に中国とかEUがやっている状況もありますので、このあたりも慎重に取り組んでいかなければならない事項かなと思っております。

それらに関連するものとして、プロジェクトの開始年次の話があります。吸収源のプロジェクトは、全体としてクレジットが発生するまで時間がかかるということから、できるだけ開始年次が昔にさかのぼれる方がいいわけです。これにつきましては、大変難しい議論があります。日本のような、植えるだけの立場ですと、それは2000年以前に植えたもの

も全部対応してもらえればいいんですが、相手国の方から見ますと、そんなクレジットをとられるというような立場、それもただ植えてもらったのに、どうしてクレジットがとられるんだという考え方を持つ国も多いと思います。日本がいいと思っていることは、相手はいいとは思わないということになりますので、極めて難しい議論になっております。

昨年秋、9月にフランスのリヨンでありました会合とか、ハーグまでの間の会議でも、こういう開始年次のことにつきましても議論が行われておりまして、日本としては2000年以前に発足したプロジェクトも入れるべだ、というふうに主張しておりますが、そういう主張に対しまして、例えばアメリカ・カナダ・欧州、あちらの方の国というのは、A I Jプロジェクトを結構たくさんやっております。日本は、はっきりいって吸収源のA I Jは1つもなくて、余り大きな顔ができないんですが、A I Jをたくさんやってる国々からは、A I Jとして発足させたものについて、CDMに後ほど切りかえていけるようにすべきではないかという主張がありました。確かに、これは説得力のある話です。現在はA I Jはクレジットが発生しないということになっているんですけども、少なくともCDMの制度が動き出すところで切りかえていくということができるようになるべきであるという主張をしていたわけです。

ところが、途上国は、A I Jというのはクレジットが発生しないとC O P 1の決議で書いてありますから、それはまかりならんと。さらには、制度が発足した後に、運営機関O Eがちゃんと審査した後に発足したプロジェクトでなければ認めるべきではない、という主張をする国もありました。そういう中でテキストの書き方は、現在は2000年以降にスタートしたプロジェクトが的確であるという文書が1つしか現在に残っていない状況にあります。

大いに吸収源のA I Jをやっていたアメリカが抜けて、そのような主張してくれる国がいなくなってしまったというのが大変大きな問題だと思います。

私どもも外務省と、A I JをCDMに切りかえていくということについても検討してみようと、もう1年以上検討してきたわけですが、アメリカの離脱であるとか、いろいろな要素が絡みまして文書化というところまでは、今のところ達していない状況であります。

ちょっと横にそれましたが、後でまた説明します。

(O H P 8) これは吸収源プロジェクトに求められる条件、第6条のJ I、第12条のCDMにかかる政治合意といたしまして、プロジェクトを受け入れる国が、日本の立場から見れば、J Iでしたら、例えばオーストラリア、CDMだったらインドネシアとか想定で

きると思いますが、持続可能な開発の達成を支援してしなければならないという条件がついており、その条件を審査し、確認するのはホスト国の特権であるという表現になっております。ですから、いいえかえれば、ホスト国が嫌だといった案件はクレジット化はできないというようなことを言いたいのかな、というようにもとれます。

それと、2の方は、吸収源のCDMについて検討する事項が幾つかありますが、結構、パーマネンスの問題ほかを含めまして相当面倒くさい議論が、またありそうだなという気がいたします。

パーマネンスの話については、昨年、こういう場でも説明したんですけども、コロンビア提案というものがあります。昨年のハーグの時点では、吸収源にCDMを入れるか入れないかの瀬戸際だったので、我が国としてはコロンビア提案には乗れるというような立場でもあったんですが、コロンビア提案は吸収源から発生するクレジットを期限つきとしている訳ですからちょっと不利になるわけです。今後、幸いにも2年という時間がありますので、コロンビア提案も含めまして、よりよいシステムを構築できるように努力していきたいなと思いますので、また皆さんの知恵も借りたいと思います。

(OHP9) 最後にAIJの話になります。AIJはクレジットが発生するものではないけれども、AIJやCDMの試験的段階の事業であるという位置づけのものです。できるだけこういう事業をふやしていきたいなと思っております。

(OHP10) CDMやJIの合意ができたのだから要らないじゃないか、というように考える人もいるかもしれませんが、少なくとも吸収源を見ますと、COP9まで2年間はプロジェクトがまだ発足できないわけです。JIにつきましても、先ほどのIPCCへの委任事項にもありましたように、計上方法などを検討すべきだというように書いてあるわけです。そういうようなことから、今後の2年間に発足するプロジェクトをどうしていくかという問題があります。

それで、やはり一つはAIJ、少なくとも現在、各国の努力を示すものとして、AIJは試験的事业として一つの認められた方法になっているわけです。ですから、私どもとしては、プロジェクトをAIJに認定し、事務局に通報して、それをCDMなりにクレジット化できるような方法をとっていければというように思っております。民間の植林ですと、そうはいつでもAIJはクレジットにならないという決議もなされているし、あぶないと思う方もいるでしょうが、地球温暖化防止の対策として計画を立ててモニタリングをしていくという手法については、ほかの方法で自己主張をPRできればいいかもしれませんけ

れども、今のところA I Jが一番乗りやすい方法なわけです。そういうことから、少なくともODAにつきましては、A I Jの取り組みを率先してやっていこうということで、外務省なりとも打ち合わせを行っております。

推進手続は2. に示すとおりです。

3. では、過去の反省も含めまして、過去に6件、吸収源のプロジェクトは我が国として認定済みですが、我が国は一方的に認定したという立場で、相手国側のインドネシア・マレーシア・中国・ケニア各国の承認は得られておりません。一番可能性があるインドネシアに対して、この辺の状況を調査して、何とかならんかという話もしたわけなんですけれども、スタートするときに、そういう話をやっておいてくれれば可能だったのだからというような話もありました。手続的にちょっと今からではという状況であります。

このように吸収源で6件我が国としては承認したんですが、相互承認して条約事務局に通報し得ていないという状況にあります。

(OHP11) そこで、国としてもちょっと頑張らねばいかんというところがありまして、最近、ODAの植林無償が始まりました。それともう一つ、インドネシアで炭素固定の実証調査、俗にいうJICA3号案件の調査なんですけど、これらを、まずA I Jとして認定していこうということで、進めております。

この中でインドネシアの炭素固定プロジェクトにつきましては、面積が比較的小さくて、将来的にCDMに万が一ならなくても、そうは損するものではない。一方では貴重な資料がとれて、今後の全体的なCDM化におけるベースラインの策定に使用できるということで、PR効果を大いに発揮し得るA I Jに認定する手続を、今とっております。これはうまくいけば9月ごろには、手続きが終了するのではないかと期待しております。

それともう一つ、セネガルの植林無償ですが、もっと相手側との話が進んでいまして、A I Jに認定して、最終的にはCDMとすることに合意するというミニッツの文書を結んでおります。相手国の条約事務局の担当部局と意思疎通を図った中で、最終的にこのような口上書が結ばれれば、将来的には、我々の交渉の武器になるわけですので、できればセネガルのような形をどんどんふやしていきたいと思っております。特にODAを率先してやっていこうと思っておりますが、民間の産業植林とか、NGOの植林においても、全部の面積をやるということだけでなく、そのうちの一部でも、A I Jで相手国と合意してもらって、貴重な資料をとっていただければ、今後、新たに、プロジェクトを進めていく場合には、非常に有利なものになるのではないかと考えております。できれば皆様の

積極的な参加をいただきたいということをお願いいたしまして、私の説明を終らせていただきます。

説明時間をオーバーしてしまいまして済みませんでした。

○司会 貴重な、有用なお話、どうもありがとうございました。

先ほど予告させていただきましたが、説明会は4時までという日程で進めさせていただきますが、ここで10分弱の休憩をとらせていただきたいと思います。まことに恐縮でございますが、40分をめぐりまして、皆様のご着席が終わり次第、質疑を開始させていただきますと思いますので、皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○司会 それでは、これからあと20分程度でございますが、先ほど、講演いただいたことにつきまして、皆様方からいろいろご質問等を受けさせていただきたいと思っております。

○奥野（三和総合研究所） 先ほど配られました資料2の9ページの訳の3項のところですが、第1約束期間に伐採による排出量は、90年度以降に行われた新規植林、再植林による吸収量を超えないものとする」という条項があります。これは製紙会社等がオーストラリアで行っている植林によって、90年代に盛んに行われたわけなんですけれども、これは早生樹なものですから伐期に達して、そのときにこれが伐採によっても排出として認められないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

また、この条項ができた背景等を教えていただけたらありがたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○井上 ただいまの質問、これはL.7の文書なんですけれども、L.11の文書にも、たしか同様のものを書いてありますが、これは3条3項の、オーストラリアとかが主張して認められたものです。日本ですと、1990年に杉を植えたという場合であっても、2008年から2012年の間には主伐というものはないわけですから、これは問題にならない。ただし、オーストラリアとかニュージーランド、こういう国々ですと、ユーカリを植えるとなれば、2008年が来る前に2回ぐらいいは切ってしまうということになります。そうすると、現在の3条3項の定義を当てはめると、約束期間中に伐ると炭素蓄積は伐採により一気に放出というような計算になります。

ですから、結局、オーストラリアとかニュージーランドが言いたいことといえますのは、せっかく荒廃地や牧場跡地などに植えて吸収源をつくるといういいことをしたのに、そのつくった効果が、伐採でマイナスになってしまうのは困るという考え方なわけです。です

から、ここは、伐った場合であっても、そのマイナスというのはゼロ以下にはしないという規定を、ぜひともつくってくれという意味合いなわけです。

一方、産業植林の場合はどうなるかといいますと、原則的にはオーストラリアでやるものでしたら3条3項、農地のプロジェクトでやれば3条4項もあるかもしれません。

その場合、伐ってマイナスになってしまったのではたまりません。今後、ベースラインとか、別の要素が入りますので、オーストラリアの国内森林の計算の方法とはちょっと違いが出る可能性があります、少なくともゼロベースからふえた部分は確保するような計算方法が採択できるようにしていくべきではあろうと思います。

ですから、マイナスにはならないようなアカウンティング、計上方法をとる必要があると思います。ただ、今のところ、それがどういうふうになるのか断言する材料が1つもありませんので、今後、計算式をつくっていく中でちゃんと見張って取り組んでいく話になると思います。

○司会 ありがとうございます。いずれにしても、まだ不透明なところがまだ残っているというようなことかと思います。

○森本（伊藤忠商事） 国内吸収源、森林経営で3.9 %認められたということなんですけれども、先ほどいただきました資料1の「●」の4では、国内は3.7 %と書いてありますけれども、国内で3.7 %で、あるかどうかちょっとわからないんですけれども、J Iによる森林経営で0.2 %ぐらい見込んで、トータルで3.9 %という理解をしてよろしいんでしょうか。

○井上 この書き方は、1,300 万炭素トンというのは3.9 %に当たりますが、従来、我が国が絶対欲しいと言っていたのは3.7 %だったわけです。だから、3.7 %分は確保しましたという意味合いですね。ですから、差の0.2 %がJ Iに行くとか、そういうことでは全くない。できればたくさん欲しいというのが人情だと思いますが、その辺はまだ決まっておられません。

○司会 ありがとうございます。

○小林（住友林業） 1点お伺いしたいんですけれども、日本は従来、アンブレラ・グループで交渉してきたわけなんですけれども、アメリカが離脱した後、やはりアンブレラ・グループが維持されるのか、もしくは日本としてはどういうスタンスを持っていくのか。特にE Uとの関係等についてお伺いしたいと思います。以上です。

○井上 アンブレラ・グループとの関係がどうなるかということは、これは難しいですが、

少なくともボンの会合では、アンブレラで会合を持つときはアメリカは入っております。ただ、もう議定書にはアメリカは入らないという態度を明確にして、一方で議定書の内容についてアメリカは邪魔をしないという立場ですので、アンブレラ会合を開いた場合でも、アメリカは静かにしている。本当だったらアメリカ中心にいろいろ文書をつくったりするんですが、むしろカナダとかオーストラリアが中心になって、日本も参加して進めているという形になっております。ちょっと寂しい。E Uに比べて力関係が、全体としては、もしかしたら落ちているかもしれないという懸念もないわけではないのですが、ボン会合では、アメリカ自身の寂しさは感じました。

○曾根原（住友商事） 新規プロジェクトについて3.3条と3.4条で、なかなかわかりにくい部分もあるんですけれども、例えばJ Iで同じプロジェクトで、この3.3と3.4が、仮にホスト国が森林経営というのを選択した場合、成立し得るのか、どういったアカウンティング方法が考えられるのかというのが1点です。

それから、先ほどA I Jで今後ODAについて適用を求めていくというお話もあったかと思いますが、資料2のL. 7では、ODAについては流用にならないように、通常のほかの財政義務とは分離して、別に勘定することを強調するという一項が、多分入ってくると思うんで、ここら辺を日本としてどういった形で適用して、ODAの資金を使っていけるのか、その2点について聞きたいと思います。

○井上 J Iで森林経営をやる場合は、その国の吸収量等の関係がどうなるのか、ということであるとの質問と理解してよろしいですか。今回の決め方を、これをそのまま素直に見るとすれば、3条4項の森林経営にキャップが被っていますが、森林経営のキャップは、大体の国は国内吸収量で、このパーセンテージを獲得できる数字になっているはずなんです。ですから、実質的には森林経営というJ Iは成り立たないのではないかと思います。

先ほども申しましたように、国内吸収で植生の回復であるとか、農地の管理であるとか、森林経営、そういう3条4項の要素は、その国が選ぶことができるということになっていて、選ばなくてもいいわけです。

ですから、オーストラリアの場合を例にとりますと、オーストラリアは表の中で森林経営は0.0%というようになっていますが、これは森林経営を選ばないという表明のあらわれだと思うんです。ということから考えますと、オーストラリアで森林経営は、やっぱりできないということになるんじゃないでしょうか。0.0%でもありますし。

それと、ODAの関係なんですけど、ちょっと質問の趣旨とは違うかもしれませんが、決

定といたしましては、従来のODAに追加的なものであればCDMに使える、そのような表現になっています。一方で個々の先進国が資金の積み立ての約束する金額というのが、今回の合意では一切書かれていませんので、各国が幾ら出そうが、それは縛られるものはないという解釈になるわけです。だけど、今回のボンの会合ではヨーロッパとか、大部分の先進国は2005年までに毎年幾ら出しますという声明を行いましたし、日本は過去、こんなに環境分野のODAをやっていますという発言をして、それぞれ大きな拍手を得ていたということから考えますと、数値上の義務というものはなくなったということだと思えます。

それともう一つの、どういう形でCDMにODAが使えるかという議論につきましては、追加的という言葉になるわけですが、何をもって追加的というかは、解釈が極めて難しい。今まで、毎年やっていた金額に対して追加的ということは、毎年プロジェクトが終ればゼロになるし、また始まればガバツとふえるということを考えれば、極めてその判断は難しいのではないかと考えます。

ですから、いずれにしても、ODAはCDMに使えるというように解釈いたしまして、今後頑張ってODAを環境分野、できればクレジットが発生する分野には力を入れてとってこれるように頑張っていきたいと思えます。主体は外務省が多いかもしれませんが、我々自身のODAもありますし、それ以外の要素もありますし、この分野には力を入れていきたいと考えております。

○司会 どうもありがとうございました。

時間の関係もございますので、あとお一人方だけということで限らせていただきたいと思います。

○竹田（大王製紙） 今回の話の中で、いわゆるCDMについては包括の合意ということではあるんですが、その細則について、今後まだ協議をするというふうに理解しています。その中で、特に気になるのが、先ほどOHPで説明された中にありました新規植林と、再植林の定義、IPCC定義という点と、もう一つは、CDMに関しての計上期間が2000年以降ということで、特に交渉テキストにも2000年以降にスタートしたプロジェクトとしか書かれていないというご説明でした。これは、今後の細則の協議についても、おおかたそれでほぼ決まりということなのか、それとも今後の交渉のやり方によっては、日本側が主張する定義であるとか、そういうものを押し通して決めさせることもできるんだろうか、その辺について伺いたいと思えます。

○井上 定義の問題につきましては、先ほど私の方から説明しましたように、現在のこのテキストにあります新規植林であるとか、再植林の定義をそのまま使うと、ＣＤＭを実施していくこと自体が難しい国も多いのではないかと思います。テキスト自体、この定義は３条３項、４項の定義だと書いてあります。逆にいえばＣＤＭにかかわります定義については、今後、検討されるというように読むことになると思います。今後２年間、特に途上国の実情というものは、我々よりも途上国側が知っているケースが多いと思いますので、途上国の声も大いに聞きながら、この定義問題については詰めていく必要があるというように考えております。

それと、年次の話につきましては、開始年次の話はＣＯＰ７の場で決めることになると思います。先ほど申しましたように、これは非常に悩ましい話です。ですから、今までの交渉を見ますと、現地で我々も開始年次の話は苦慮していた話なんですけれども、支援してくれる国がないということが言えます。単に２０００年以前のを認めろといっても、それでは、あなたのところは何のプロジェクトを救いたいのだ、それは今、どういう手続をやって、地球温暖化防止にどのように貢献しているのだというようなことが説明できないと、これは一国になっても主張すべきであれば主張するんですけれども、そういう武器として用い得るものが我が国としてなかったという状況があつて、これからどうしようかと、昨年あたりから苦悩の中にあつたわけです。

先ほども言いましたように、アメリカとか欧州の国は、少なくともＡＩＪとしてちゃんと計画をつくってモニタリングをしているものについては、ＣＤＭにするということを決めてもいいんじゃないかという主張はしていました。私どもも、それは大いに説得性のある議論だなというような感じを持ちましたので、その後、ＡＩＪとＣＤＭを関連づけた対処の仕方について、外務省とも、国内的にもそういう基礎をつくっておかなければならないということで対応しておったんですが、諸般の情勢、アメリカが抜けてしまつて力になる国がなくなつてしまった。それで、ＡＩＪをＣＤＭに移行することを可とすべきというよう主張していた国も、そこまで主張しないという状況でもありますので、これは極めてつらい話だなと思っております。

現在書かれている条文が、どういう解釈ができるのかということで、もうちょっと外務省にも解釈を依頼していますけれども、結構つらいものがあります。理屈をどう持って交渉に臨めるかというところがないので、大変つらいなと考えております。

いずれにしても、ＣＤＭとかＡＩＪになつてクレジットをもらうためには、そう半

端なものではクレジットはもらえないのだ、と覚悟しておいた方がいいのではないかと思います。単に木を植えましたからクレジットをくださいというのは、とてもじゃないけど認められない。少なくとも木をどのくらい、森林を継続的にその場所で管理して、保護して、保全して、それを正確に量を報告できるという体制がないと、これはクレジットとして認めてくれないと思います。その辺の基礎的なものを、もっと我々としても強化したいと思っておりますが、特にODAだと、我々としても主体的にできますので、頑張りたいと思います。それに加えて皆様方の海外のプロジェクトがあれば、幾分かでもAIJに今後つくっておいてもらえれば、いろいろな基礎的な力になるなということでお願いしたいと思っております。

○司会 井上調査官、どうもありがとうございました。

皆さんご承知のとおり、本日の主題は、幅広くて、なおかつ非常に複雑な話題でしたが、2時間という限られた時間の中で、井上調査官には非常に工夫された、わかりやすいご説明をいただき、また、フロアの皆様からは非常にご熱心なご質疑、それに対する井上調査官からのご丁寧な補足説明をいただきまして本当にありがとうございました。

これで本日の説明会を終らせていただきます。

最後に、井上講師に皆様から盛大な拍手を差し上げて終了したいと思います。（拍手）

どうもありがとうございました。

講師の講義レジュメ

(O H P 1)

京都メカニズムに基づく海外植林事業について

1. 吸収源にかかる決定のポイント
2. 今後必要な作業
3. A I J について

平成13年8月27日
林野庁海外林業協力室
井上幹博

吸収源にかかる合意事項の要点

(O H P 2)

		新規植林、再植林	森林経営
国内吸収分		○	○
	量的 制限	なし	・ 第 1 約束期間においては、国内吸収分と JI を 合計した数値の上限は 1300 万 Ct/年 (3.9%)
J I		○	○
	量的 制限	なし (記述せず)	・ 第 1 約束期間においては、国内吸収分と JI を 合計した数値の上限は 1300 万 Ct/年 (3.9%)
C D M		○ ・ 定義、様式は COP9 までに SBSTA で検討 ・ 計上方法は COP9 までに IPCC で検討	×
	量的 制限	・ 第 1 約束期間においては、1990 年総排出 量の 1 % × 5 を上限 (334 万 Ct/年)	

(OHP3)

S B S T A への要請事項

- (1) 次の作業のための付託事項を S B S T A 1 5 で作成
 - (2) 非持続性、追加性、リーケージ、不確実性、生物多様性や自然生態系を含む環境・社会経済への影響の課題に留意しつつ、第1約束期間において第12条に新規植林、再植林プロジェクト活動を含めるための定義及び様式を作成
- C O P 9 において決定案を採択

(OHP4)

I P C C への要請事項

国別温室効果ガス目録のための1996年改訂I P C C 国別温暖効果ガス目録ガイドラインを踏まえ、議定書第3条3項及び4項、並びに第6条、第12条におけるL U L U C F 活動に起因する人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去及び炭素蓄積の変化を、推定、測定、モニター及び報告するための手法を構築すること

→ C O P 9 において決定案を採択

(OHP 5)

議定書 3 条 3 項、4 項に適用される定義

「森林」

- ・ 成熟期の最低樹高が 2 ～ 5 m
- ・ 樹冠率が 10 ～ 30 % 以上の面積が 0.05 ～ 1.0 ha 以上
- ・ 様々な層をなす立木や下層植生が地上の大部分を覆っている閉鎖林、もしくは疎開林も森林とされる。
- ・ 樹冠密度(crown density)が 10 ～ 30 %、樹高が 2 から 5 メートルに満たない若齢の天然林分や全ての人工林は、通常、伐採のような人為的影響や自然の影響により、一時的に蓄積がない状態となるが、森林に逆戻りすることが期待される区画の一部であるため、森林に含まれる。

(OHP 6)

「新規植林」

少なくとも 50 年間森林ではなかった土地を、植栽、播種及び/若しくは、天然更新 の人為的な促進により、直接的人為的に森林へ転換すること

「再植林」

森林であったが非森林に転換されていた土地を、植栽、播種及び/若しくは、天然更新 の人為的な促進により、直接的人為的に森林へ転換すること

第 1 約束期間においては、再植林活動は、1989 年 12 月 31 日に森林でなかった土地での再植林に限定

(OHP7)

3条3項とJI、CDMとの関係

1. 新規植林、再植林の定義

○ 3条3項に適用される森林の定義(IPCCの定義を使用)

- ・ 新規植林：50年以上森林でなかった土地への森林造成
- ・ 再植林：1989年12月31日に森林でなかった土地への森林造成

2. 計上手法

- 3条3項の対象となる国内森林については、蓄積量の変化を計上
- JI及びCDM事業は、ベースラインとの差

3. 計上期間

- 国内森林及びJIは、2008～2012年
- CDMは、2000年以降

(OHP8)

吸収源プロジェクトに求められる条件

1. 第6条JI、第12条CDMにかかる政治合意

当該プロジェクトがホスト国の持続可能な開発の達成を支援しているかどうかを確認するのはホスト国の特権であること。

2. LULUCF-CDMについてSBSTAでの検討事項

- (1) permanence — 吸収源事業による温暖化防止効果の永続性問題。
コロンビア提案あり。
- (2) additionality — ベースラインに対してのCO₂吸収量の追加性。
途上国は資金的追加性、技術的追加性も主張。
- (3) leakage — 事業実施による事業区域外への影響。
- (4) uncertainty — 計測の不確実性。baseline 及び monitoring をいかに組み立てるか。
- (5) social impact — 途上国の関心事。
- (6) environmental impact — 生物多様性問題は欧州、途上国の関心事。

Activities Implemented Jointly(AIJ), 共同実施活動

1995年3月にベルリンで開催された気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)において、条約の締約国間で行う地球温暖化防止対策として、共同実施のための実験的活動(AIJ)を行うことを決定。

AIJは、先進国が途上国等において、温室効果ガスの削減及び吸収源による吸収プロジェクトを実施し、技術、ノウハウを蓄積して地球温暖化対策を費用効果的に行っていくことを目指すもの。

なお、AIJ自体は、地球温暖化ガス排出削減数値目標を達成するためのクレジットが発生するものではないが、京都議定書で規定されているJIやCDMの試験的段階の事業であるとの位置づけができるもの。

AIJ への取組

1. 我が国では"AIJ Japan program"として AIJ を推進している
(現在までに AIJ は世界全体で 144 件、うち吸収源は 17 件。我が国はタイ 1 件、ベトナム 1 件、中国 3 件、計 5 件を AIJ として相互承認、吸収源なし)
2. AIJ 推進手続きは以下のとおり。
 - 1) 両国の実施者間の合意
 - 2) 両国政府それぞれ国内での認可
 - ・ 植林であれば我が国の場合は農林水産大臣へ申請
 - ・ 担当省庁は評価ガイドラインに基づき評価・認定
 - 3) 両国政府間の合意
 - ・ 我が国大使館と先方との間で口上書の交換
 - 4) 通報様式に記入し気候変動枠組条約事務局に通報
 - ・ 我が国は外務省から通報
3. 従来の吸収源 AIJ への取組 (6 件)

ODA における AIJ の取組

1. ODA 案件で吸収源 AIJ の先鞭をつけるべく取り組んでおり、インドネシアの炭素固定実証調査、セネガルの植林無償について手続を進めている。

2. セネガル植林無償のミニッツ記載例

両国政府は、当該プロジェクトを気候変動枠組条約の下で AIJ と認知し、最終的には京都議定書第 12 条の下で CDM とすることに合意し、できるだけ早い機会に条約事務局に通報できるように、相互認定の手続きを進める。

Both Governments agreed to recognize the Project under Activities Implemented Jointly (AIJ) and eventually under Article 12 (CDM) of the Kyoto Protocol and to initiate a process for a mutual approval to be reported to the Secretariat of the UNFCCC at the earliest convenience. (原文は仏語)

COP 6再開会合（閣僚会合：概要と評価）

気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP 6）再開会合
（閣僚会合：概要と評価）

平成13年7月23日
日本政府代表団

1. 全体概要

- COP 6再開会合閣僚会合（議長：プロンク・ラン環境大臣）は19日15時に開会し、23日正午、本会議においてCOP決定案「ブエノスアイレス行動計画の実施のための中核的要素」を採択し、同日14時過ぎに閉会した。当初予定の22日より1日遅れの閉会であった。我が国より川口環境大臣、植竹外務副大臣、朝海地球環境問題等担当大使、今野経済産業審議官、浜中地球環境審議官等が出席した。
- 今次協議は、京都議定書を実施するための具体的ルールにつき昨年11月にハーグで合意を得られなかったため、閣僚級で解決をはかることを目的としていた。主要懸案のうち、昨年ハーグで争点になった吸収源については比較的早く合意が出来たが、遵守問題（排出削減義務の不遵守となった場合の対応）について最後まで各国間の対立が解けず、予定を1日延長して協議が続けられた。
- 今次会合の結果、京都議定書のいわゆる中核的要素に関する基本的合意が得られ、京都議定書の2002年発効に向けたモメンタムが高まった。特に欧州では、次々に議定書が批准されるものと予想される。但し、今回合意されたルールを実施するための規則や具体的数字を決める細部の作業は依然残されており、今後の交渉に委ねられている。
- 吸収源に関しては、我が国がこれまで主張してきた吸収量が確保された（我が国の上限値年1300万炭素トン。3.7%分確保）。遵守については、一定の規律につき合意され、焦点となっていた法的拘束力のある規律にするかどうかについては、京都議定書発効後のCOP/MoP第1回会合において、措置されることとなった。なお、我が国が現在行っている気候変動関連途上国支援については極力広報した。

2. 各論

(1) 吸収源

今次会合でも、森林等の吸収源の獲得吸収量をどのような基準で、また、どの程度制限するかが焦点となった。吸収量は一律に制限すべきとの姿勢を崩さない EU、途上国及び小島嶼国と、一律ではなく国別の事情に配慮すべきと主張するアンブレラ・グループ間の対立があったが、閣僚会合前の 17 日、日加豪露が共同提案を提出し、その後、EU、途上国が柔軟な姿勢を示し、我が国の主張する吸収量を確保することが出来た。また、吸収源 CDM（クリーン開発メカニズム）活動についても、EU、途上国は反対していたが、新規植林、再植林については一定の上限値の下、認められることとなった。なお、昨年まで厳しい態度であった EU が一転して態度を軟化させた背景には、ボン会合を成功させ議定書を発効させるため（我が国による締結が不可欠）、我が国に意図的に譲歩したものと見られる。

(2) 京都メカニズム

他国との間で排出量の売買を認める制度については、それが専ら経済合理的に行いうるようなルールを決定すべしとの我が方等と、環境十全性のためにはむしろ取引を管理すべきであるとの EU との立場が対立した。削減義務達成のための京都メカニズムの使用については、定性的にせよ上限を設けるべしとの EU 側主張は緩和されたが、他方、売りすぎ防止の観点から、排出量取引に係る約束期間の内部留保は 90%、又は、直近年の排出量の 5 倍のいずれか低い方とすることが採用された。途上国の適応措置支援のための京都メカニズムへの課金については、CDM 事業に限定し、課金の割合は 2%となった。CDM 及び JI（共同実施）に関しては、原子力施設から得られるクレジットの使用は差し控える（refrain from）との記述になった。また、CDM に用いられる公的資金は、ODA の流用となってはならないとの記述となった。

(3) 遵守

我が国、加、豪等が、議定書への出来るだけ限り多くの国の参加を促すとともに、議定書を実施可能なものとすべしとの遵守促進的な制度を主張したのに対し、EU や G77 は不遵守の場合の法的拘束力のある措置をとる方式の導入を求めた。採択文書では、各国の遵守に促進的ものとすべしとの我が国等の主張と、法的拘束力のある措置を導入すべしとの EU、G77 等の主張のいずれにも解釈可能な内容となり、遵守制度の枠組みに含まれる基本的な要素については今次会合で採択し、具体的なルールは今後の交渉に委ねられることとなる。法的拘束力のある措置にするかどうかについては、京都議定書発効後の COP/MoP 第 1 回会合において、措置されることとなった。

(4) 途上国関連

今次会合の結果、枠組条約の下での資金協力として、①政治宣言による十分な

資金提供のコミット（その意志がある附属書Ⅱ国が行う）及び資金貢献の毎年のレビュー、②特別気候変動基金、最貧国基金の設立等が合意された。また、京都議定書の下での資金供与として、京都議定書適応基金の設立が合意された。技術移転に関しても、専門家グループを設立することが合意された。

また、一部先進国（EU 各国、加、諾、NZ、アイスランド、スイス）は政治宣言により、途上国への協力を強化する旨共同発表したところ、我が国はこれとは別個に、資金援助に関する声明を発表し、互いの宣言を歓迎し合った。同宣言では、我が国からは、毎年平均約 24 億ドル行っている現在の二国間支援を強調した。一部先進国の共同宣言は、2005 年までに毎年 4.1 億ドル（内訳は、① GEF の気候変動関連活動への貢献、②現在の資金レベルに追加的なバイ、マルチ支援、③3つの基金への資金、④ CDM からの収益の一部）の貢献を行う用意があること等を表明したものとなっている。

3. 評価

- (1) 政府代表団は、京都会議の議長国として、京都議定書の 2002 年発効を目指し、可能な限り多くの合意を目指すとの方針に基づき、合意案形成に最大限の努力を尽くした。いわゆる中核的な要素に関する基本的合意が得られたことは、京都議定書の 2002 年発効に向けたモメンタムを高めていく上でも大きな意義がある。
- (2) 協議を通じて我が国は、費用効果的で持続可能な温暖化対策の推進を可能とする京都メカニズムのワーカブルなルールを作成を目指した。また、特に最後まで協議の対象となった遵守制度については、遵守を奨励する実効性のある制度であり、多くの国に参加の道を開く制度の構築に努力した。また、我が国が現在行っている気候変動関連途上国支援について十分アピールし、評価を得た。なお、川口環境大臣及び植竹外務副大臣は、積極的に二国間会談を行った。
- (3) 全ての国が一つのルールの下で行動することが重要との考えに基づき、米国を含めた合意が形成されるよう、米国と緊密な連携を取りつつ交渉を進めた。米国自身も建設的に議論に参加し、積極姿勢を見せたものの、最終本会議での参加者の米国に対する冷ややかな反応に示される様に、孤立している感は否めなかった。我が国としては、今後とも、米国を含めた合意が形成されるよう、日米ハイレベル協議等を通じ、米国の建設的な対応を求めるとともに、引き続き最大限努力していく必要がある。
- (4) 京都議定書を実施するための規則や具体的数値を決める細部の作業は依然残されており、今後の交渉に委ねられている。我が国は、京都議定書の 2002 年発効を目指し、COP 7 までに最終合意を達成すべく、引き続き全力を尽くすとともに、京都議定書の目標を達成するための国内制度に総力で取り組むことが適当と考える。

(了)

ボン合意 (FCCC/CP/2001/L. 7)

京都議定書の中核的要素に関する基本的合意（ボン合意）

FCCC/CP/2001/L.7

2001年7月24日

第6回締約国会議再開会合
2001年7月16日～27日
アジェンダ4及び7

条約の約束の実行及びその他条項のレビュー

京都議定書（決定8/CP.4）の
第1回締約国会議として機能する締約国会議(COP/MOP1)の準備資料

決定5/CP.6

ブエノス・アイレス行動計画の実行

締約国会議(COP)は、

決定1/CP.4, 1/CP.5, 1/CP.6を想起し、

ブロンク議長による統合交渉テキストを利用しつつ、COP6第1部の補助機関会合によって提出されたテキスト、COP6第1部の報告及びその補遺に配慮し、

COP6第2部で設置された交渉グループの貢献を認識しつつ、資金メカニズム、途上国（非付属書I国）の能力向上（キャパシティ・ビルディング）、及び市場経済移行国の能力向上の運営組織への追加的支援に関し満足のいく決定であることに留意し、

1. ブエノス・アイレス行動計画の実行のための中核的要素として、この決定のアネックスに含まれる合意を採択することを決定する。
2. 今回会合の第2週は、上記パラ1に関連した合意を統合して十分な効果をもたらすため、バランスのとれたパッケージ決定を交渉し採択するよう決定する。
3. これらの交渉に、すべての締約国が活発に建設的に参加することを促す。
4. 交渉を容易にするため、上記パラ1に関係した中核的要素を統合させてテキストの内容を引き続き進展させるよう議長に要求する。

*この文書は FCCC/CP/2001/L.6 に置き換わるものである。現テキストは、議長による「ブエノス・アイレス行動計画の実行のための中核的要素」（2001年7月21日午後10時47分付）のドラフト決定案に含まれる内容と同一であり、作業過程の文書、京都議定書の遵守（2001年7月23日午前10時27分付）に関するメカニズムを統合して、COP6再開会合ハイレベル第15回全体会合で採択が決定されたものである。

アネックス
ブエノス・アイレス行動計画の実行のための中核的要素

I. 条約に基づく基金

COP は、

1. 国連気候変動枠組条約の関連する条項、特に、4 条 1, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10 項及び 11 条、また、決定 11/CP.1、15/CP.1 を想起し、
2. 決定 11/CP.6 及び 15/CP.6 により、基金は、非付属書 I 国の能力向上（キャパビル）の活動の実行のために用いられてきており、これを効果的ならしめるために追加的ガイダンスが地球環境基金（GEF）に与えられてきたことに留意する。

COP は、以下に合意する：

3. (a) 条約の実行のため、GEF 気候変動重点分野に割り当てられた貢献並びにマルチやバイの資金に新たに追加的なものを含む資金が必要である。
- (b) 予見可能で十分なレベルの資金が、非付属書 I 国に利用可能になるものとする。
- (c) 4 条 1, 3, 4, 5, 8, 9 項の約束を満たすため、付属書 II 国及び他の同様な立場にある付属書 I 国は、以下のチャンネルを通じて、途上国に資金を提供すべきである。
 - (i) 増大される GEF への補填
 - (ii) この決定のもとに設立される特別気候変動基金
 - (iii) バイ及びマルチのチャンネル
- (d) 付属書 II 国間での責任分担のために適切な方法が作られる必要がある。
- (e) 付属書 II 国は、毎年、財政支援状況を報告するものとする。
- (f) 上記(e)に関する報告は、毎年見直すものとする。

COP は、以下に合意する：

4. 多くの付属書 II 国が、政治的宣言を通じて適切な資金供給を約束する意志を表明していることに留意する。

特別気候変動基金

COP は、以下に合意する：

1. 以下の分野について、特別気候変動基金は、気候変動に関する活動、プログラム及び手段を資金的に支援するために設置されるものとする。これは GEF 気候変動重点分野に割り当てられた資金による基金並びにバイ及びマルチの基金を補足するものである。
 - (a) 適応
 - (b) 技術移転
 - (c) エネルギー、輸送、産業、農業、林業、廃棄物処理
 - (d) 条約 4 条 8(h) パラに関し、開発途上国の経済多様化を支援する活動
2. 付属書 II 国及び同様な立場の他の付属書 I 国は、基金に貢献することを要請されるも

のとする。基金は締約国会議のガイダンスの下に資金メカニズム運営組織により管理されるものとする。

3. 上記 2 パラに関する組織が目的達成のため、必要な調整を行うことを要請する。

後発開発途上国 (LDC)

COP は、以下に合意する：

1. LDC 基金は、後発開発途上国のワークプログラムを支援するために設立されるものとする。基金は、資金メカニズム運営組織により運営されるものとする。このワークプログラムは、特に、国家適応化行動プログラムを含むものとする。
2. 上記パラ 1 の組織が、目的達成のため必要な調整を行うことを促す。
3. 上記パラ 1 の組織が、基金への迅速なアクセスを含む基金を運営するための方法についてのガイダンスを供給する。

II. 京都議定書に基づく基金

COP は、

1. 京都議定書の 10 条、11 条、12 条 8 項及び 11/CP.1、15/CP.1 を想起し、
2. 条約への貢献に新たな追加的なものである資金が、非付属書 I 国に利用可能であるべきものであることを認識し、
3. 責任分担のための適切な方法が検討されることが必要であることに合意する。

京都議定書適応基金

COP は、以下に合意する：

1. 適応基金は、議定書国になった開発途上国において具体的適合化プロジェクト/プログラムに資金融通するために設置されるものとする。
2. 適合基金は、CDM プロジェクト活動への課金及び他の資金ソースから資金を受けるものとする。
3. 京都議定書を批准しようとする付属書 I 国は、基金を供給することを要請され、これは、CDM プロジェクト活動への課金に追加的なものとなる。
4. 適応化基金は、京都議定書国会合として機能する締約国会議の指導の下、京都議定書発効前に COP により供給されるガイダンスとともに、COP/MOP のガイダンスにより、条約の資金メカニズム運用組織によって運営管理されるものとする。
5. この目的のための必要な調整を、上記パラ 4 に関する組織に要請する。
6. 付属書 I 国で京都議定書を批准しようとする国は、毎年、基金に資金貢献の報告を行うものとする。
7. 上記パラ 6 に関する毎年のレポートは、COP/MOP により見直される京都議定書の発効に向けて、レビューされる。

Ⅲ. 技術の開発と移転

COP は、以下に合意する：

1. 締約国により指名された技術移転専門家グループを設立する。
2. 技術移転専門家グループは、以下の 20 人の専門家により構成されるものとする。
 - (a) アフリカ地域、アジア・太平洋地域、中南米・カリブ海地域の非付属書 I 国からそれぞれ 3 人ずつ
 - (b) 小島嶼途上国から 1 人
 - (c) 付属書 I 国から 7 人
 - (d) 関連国際機関から 3 人
3. 専門家は、以下のいずれかの分野の専門的知識を持つ者とする：温室効果ガス削減及び適応技術、技術評価、情報技術、資源経済学と社会発展。
4. 技術移転に関する専門家グループは、付属書 I 国から 1 人、非付属書 I 国から 1 人、議長と副議長を毎年選出するものとする。議長と副議長は、毎年、付属書 I 国と非付属書 I 国の中で、交代するものとする。

Ⅳ. 条約 4 条 8，9 項（小島嶼国、後発途上国への配慮）の実行（3/CP.3 決定、並びに、議定書 2 条 3 項（悪影響への配慮）及び 3 条 14 項（途上国への悪影響の考慮））

1. 気候変動の悪影響

COP は、以下に合意する：

1. 確認された活動の実行は、GEF（_/CP.6 に基づく）、特別気候変動基金（_/CP.6 に基づく）及び他のパイとマルチのソースを通じて支援されるものとする。
2. COP8 において、保証ワークショップの結果に基づき、気候変動の悪影響を受ける開発途上国の特別の必要性和懸念に対処するための活動に関連する保証の実行を考慮する。

2. 対応措置実行の影響

COP は、以下に合意する：

1. 確認された活動の実行は、GEF（_/CP.6 に基づく）、特別気候変動基金（_/CP.6 に基づく）及び他のパイとマルチのソースを通じて支援されるものとする。
2. COP8 において、保証ワークショップの結果に基づき、対応措置実行の影響を受ける開発途上国の特別の必要性和懸念に対処するための活動に関連する保証の実行を考慮する。

Ⅴ. 京都議定書 3 条 14 項（途上国への悪影響の考慮）に関連した事項

COP は、以下に合意する：

1. 議定書 3 条 1 項（排出目標量・目標年）の実行の影響を最小化することは、産業化し

た国及び途上国の双方に影響を与える開発にかかる懸案である。付属書Ⅰ国は、それらの活動の結果を十分考慮し、それらの悪影響を防止し、最小化することを約束する。これらの締約国は、費用効果の高い方法でこれらの活動をとることを考慮する。

COP は、以下を COP/MOP に提言することを合意する：

1. 付属書Ⅰ国に対し、議定書 7 条 1 項（国別目録の補足的情報）のガイドラインに基づき、京都議定書 3 条 1 4 項に示されるように、特に条約 4 条 8，9 項に述べられる開発途上締約国に対する社会的、環境的、経済的な悪影響を最小化するよう、議定書 3 条 1 項の約束を実行するためどのように努力するかに関係する、毎年のインベントリー報告への必要な補足的情報の一部としての情報を提供することを要請する。さらに、それらの締約国が、この点から、この目的のために組織されるワークショップで確認される方法に基づき、下記パラ 3 で確認される情報を統合することを要請する。
2. 上記パラ 1 に関連した情報は、遵守委員会の促進部により検討されるものとする。
3. 付属書Ⅱ国及び同様な立場にある他の付属書Ⅰ国は、議定書 3 条 1 4 項の下での約束実施に際し、次の活動にプライオリティーを与えるべきであることに合意する。
 - (a) すべての温室効果ガス排出部門において、市場価格と外部効果を反映したエネルギー価格の修正の必要性を考慮にいれ、市場の不完全性、財政的インセンティブ、免税及び補助金の段階的減少とフェーズアウト。
 - (b) 環境的に健全で安全でない技術の使用に関連した補助金の除去。
 - (c) 化石燃料をエネルギーとして使用しないような技術開発への協力、及びこの目的のための開発途上国の支援。
 - (d) 温室効果ガスをより少なく排出するような先進的化石燃料技術、かつ/または、温室効果ガスを捉え蓄積する化石燃料に関する技術の開発、普及、移転への協力、並びにその拡大使用促進。この努力について、後発開発途上国と他の非付属書Ⅰ国の参加の促進。
 - (e) 化石燃料に関係した上流・下流の活動の効果を改善するために、条約 4 条 8，9 項に該当する途上国の能力の強化。並びにそれらの活動の環境有効性を改善する必要性の考慮。
 - (f) 化石燃料の輸出と消費に大きく依存する開発途上国の経済多様化にかかる支援。

VI. 京都議定書第6条及び12条, 17条のメカニズム

1. 原則、性格及び範囲

COP は、以下に合意する：

1. 条約前文を再確認する。
2. 京都議定書は、付属書 I 国の排出に、いかなる権利、権原、資格を創出したり付与していないことを認識する。

COP は、以下に合意する：

3. メカニズムの使用にあたっては、締約国は条約第2条、第3条及び第4条7項の目的と原則に従うものとする。
4. 付属書 I 国は、条約の究極的な目的の達成に向けて活動しつつ、国内の状況に従うとともに、先進締約国と発展途上締約国の間の1人当たりの格差を縮小するように排出量を削減するという観点から、国内活動を実行するものとする。
5. メカニズムの使用は、国内活動に補完的なものとし、かつ、国内活動は、それゆえ、第3条1項の定量化された排出制限と削減約束を達成するため、付属書 I 国による努力の相当な要素を構成しているものとする。
6. 付属書 I 国は、議定書第8条のレビューのため、議定書第7条に従い、上記パラ5に関連した関連情報を提供することが要請されるものとする。
7. そのような情報は、決定 -/CP.6 (Article 7)^{*1} に含まれている論証可能な進捗報告を考慮に入れるものとする。
8. 遵守委員会の促進部は上記パラ6, 7に関連する実行に係る問題を述べるものとする。
9. 第6, 12, 17条の認証排出削減(CER)と排出削減単位(ERU)、割当量単位(AAU)は、付属書 I 国の第3条1項の約束達成に使うことができること、かつ、議定書第3条10項 (ERU の獲得)、11項 (ERU の移転)、12項 (CER の獲得) の規定により、獲得(付加)することができること、**ERU** と **AAU** は、議定書3条10項、11項の規定により、移転(除去)することができることを COP/MOP に対し勧告する。この場合、登録の規定 (決定 -/CP.6 割当量のアカウンティング方法) に基づくものとし、議定書

*1 FCCC/CP/2001/Add.4 セクション III 決議案-/CP.6 段落3及び4 参照

の付属書 B に記された割当排出削減と削減約束を変更しないものとする。

(注) ポイント：ERU と AAU は他国へ販売可能。CER は、自国の約束達成のみに使用できる（他国へ転売できない）。

10. 京都議定書第 12 条 8 項の気候変動による影響を特に受けやすい途上国締約国の適応措置支援のための適応基金の経費を満たすための課金 (share of proceeds) は、CDM により発行された CER の 2 パーセントとする。
11. 付属書 I 国のメカニズムへの参加要件は、関連規定により遵守委員会執行部による監督の下、京都議定書第 5 条 1, 2 項と第 7 条 1, 4 項の方法論的及び報告要件に従うことを COP/MOP に対して提言する。京都議定書を補完する遵守協定に合意した締約国のみが、京都メカニズムを利用して発生したクレジットの移転、獲得ができる。

2. 第 6 条プロジェクト活動^{*1}

COP は、以下に合意する：

1. 第 6 条プロジェクト活動が実施国の持続可能な開発の達成を支援するか否かを確認するのは、ホスト国の特権であることを認める。
2. 付属書 I 国は、核施設から生じた ERU を、第 3 条 1 項の約束を達成するために使うことをさし控えることを確認する。

COP は、以下に合意する：

3. COP/MOP に対して、監督行為を行うたあため、第 6 条活動によって生じる ERU の検証のため、監督委員会を設立するよう勧告する。

3. 第 12 条（クリーン開発メカニズム）

COP は、以下に合意する：

1. CDM プロジェクト活動が実施国の持続可能な開発の達成を支援するかどうかを確認するのは、ホスト国の特権であることを認める。
2. 付属書 I 国は、核施設から生じた CER を、第 3 条 1 項にある約束を達成するために使用することを控えることを確認する。
3. 付属書 I 国からの CDM プロジェクト活動への公的資金が、政府開発援助（ODA）の流用にならず、付属書 I 国の財政義務とは分離して別に勘定されることを強調する。

*1 共同実施と呼ばれる

COP は、以下に合意する：

4. CDM の迅速な開始を促し、COP7 で理事会メンバーを選出するという観点から、当該会合に先立って、理事会メンバーの指名を要請する。
5. 理事会は、京都議定書締約国から、以下の要領で 10 名選出する。
 - (a) 5 つの国連地域グループから各 1 名、付属書 I 国から 2 名、非付属書 I 国から 2 名、小島嶼途上国から 1 名を、最近の COP 事務局の慣習を考慮に入れて選出する。
6. 理事会は、以下の小規模 CDM 活動について簡易な方法と手続きを作成して COP8 に提言するものとする。
 - (a) 最大出力 15 メガワット相当（または相当量）の再生可能エネルギープロジェクト活動。
 - (b) エネルギー消費を、供給側か需要側または両方で 15 ギガワット時相当まで削減するエネルギー効率改善プロジェクト活動。
 - (c) 人間活動による放出源からの排出を削減し、CO₂ の直接排出が年間 15 キロトン以下のその他のプロジェクト活動。
7. 理事会に対して、簡易な方法と手続き、及び上記パラ 6(c)に述べた小規模プロジェクト活動の定義をレビューし、必要があれば、COP/MOP に適切な勧告を行うよう促す。
8. 新規植林及び再植林プロジェクトは、第 1 約束期間における唯一の適格な CDM の LULUCF プロジェクト活動とする。このようなプロジェクト活動の実施は、下記のセクション VII パラ 1（LULUCF）に述べる原則並びに COP8 での決定のために SBSTA で検討される定義と方法に沿うものとする。勧告される方法は、非永続性、追加性、リーケッジ、スケール、不確実性、社会経済的・環境的影響（生物多様性、自然的エコシステムに係る影響を含む）を含むものとする。（スケールの制限に関する LULUCF セクション VII を参照）
9. 将来の約束期間における CDM の LULUCF の扱いは、第 2 約束期間の交渉の一部として決定されるものとする。

4. 第 17 条

COP は、以下に合意する：

1. 付属書 I の各国は、議定書第 3 条 7, 8 項に基づいて計算される割当量の 90 パーセント、又は、直近にレビューされたインベントリの 5 倍、のいずれか低い方を下回らない約束期間リザーブを、自国のレジストリに維持することを、COP/MOP に提言する。

VII. 土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF)

COP は、

1. 土地利用、土地利用変化及び林業活動の取扱いを管理する下記の原則に留意する。
 - (a) LULUCF 活動の取扱いに関しては、科学的根拠に基づくものであること
 - (b) LULUCF 活動の推定及び報告はいかなる場合も一貫性のある手法であること
 - (c) LULUCF 活動による吸収量の計上により、京都議定書 3 条 1 項に規定された目的を変化させないこと
 - (d) 単に存在するというだけの炭素蓄積は、LULUCF の計上から除外されること
 - (e) LULUCF 活動の実施は生物多様性の保全や天然資源の持続的利用に貢献すること
 - (f) LULUCF 活動の計上は将来の約束期間への移転することはできないこと
 - (g) LULUCF 活動によるいかなる除去の差し戻しも直ちに適切な数値として計上されること
 - (h) 以下の結果による除去分を除いて計上すること
 - (a) 産業化以前のレベル以上に二酸化炭素濃度が高まったこと
 - (b) 間接的な窒素降下物
 - (c) 基準年以前に実施された活動による林齢構成の動的な影響

COP は、以下に合意する：

2. 3 条 3 項を実行するための森林や新規植林、再植林、森林減少活動の定義に関して、これらの活動は、土地利用変化に基づいて定義されるものとする。
3. 第 1 約束期間に伐採による排出量は、1990 年以降に行われた新規植林、再植林による吸収量を超えないものとする。
4. 京都議定書の 3 条 4 項に基づく土地利用、土地利用変化及び林業活動は「森林経営」、「農地管理」、「放牧地管理」及び「植生回復」とする。締約国は、第 1 約束期間において、これらの活動のうちから一つ若しくはそれ以上の活動を適用することを選択できる。締約国は、第 1 約束期間の開始に先立って選択した活動は変更することはできない。
5. 第 1 約束期間において、上記 4 パラの活動を選択した締約国は、1990 年以降に発生したそのような活動が人為的であることを証明するものとする。そのような活動は、3 条 3 項で規定された新規植林、再植林及び森林減少による排出や除去に計上しないものとする。
6. 約束期間においては、下記の炭素収支計上手法を適用する。これらは、前文の原則を実質的に実施するためのものである。
 - (a) 農業活動（農地管理、草地管理及び植生回復）については、ネットネット方式（約束期間の純排出量または純吸収量から、基準年の純排出量または純吸収量の 5 倍を

引いたもの)を適用。

- (b) 1990年以降の森林経営による総炭素蓄積の変化が3条3項による排出量以上である場合、3条3項の排出量分を差し引いて森林経営による吸収量を計上することが可能。

(ただし、820万炭素トン／年を上限値とし、割引はなし。)

- (c) 上記(b)に規定された3条3項による排出量を差し引いた後の3条4項に基づく森林経営による吸排出量、及び、6条に基づく森林経営による吸排出量の、締約国の排出割当量としての加算値あるいは差し引き値は、本決定の付表Zに示された値を超えてはならない。*3)

7. 12条に基づく吸収源活動の対象は、新規植林及び再植林に限定される。

8. 第1約束期間においては、12条に基づく吸収源活動による吸排出量の、締約国の排出割当量への加減の総量は、締約国の基準年排出量の1%の5倍を超えてはならない。

9. COP/MOP1へ勧告を行うため、COP9で定義や方法の決定を採択するために、持続性、追加性、リーケッジ、不確実、生物多様性や自然生態系への影響を含めた社会経済的・環境影響を考慮に入れ、並びに、段落2に示された原則及びSBSTAにより合意される付託事項に沿って、第1約束期間にCDMの対象として新規植林及び再植林を含めるための定義及び方法について検討を行うよう、SBSTAに要請する。

*3) 補遺の数値を得るに当たっては、COPは、締約国とFAOにより提供されたデータを組み合わせ、パラ1(h)と森林経営3%キャップによる差し引きを考慮し、85%の割引率を適用して導いた。国別の事情も考慮した(京都の約束を満たすために必要な努力の程度、執行された森林経営の手法を含む)。このパラグラフによって確立されたアカウンティングの枠組みは、第2約束期間、及び、それに続く約束期間のための凡例として確立したものではない。

別 表

国名	MtC/年
オーストラリア	0.00
オーストリア	0.63
ベルギー	0.03
ブルガリア	0.37
カナダ	12.00
チェコ	0.32
デンマーク	0.05

エストニア	0.10
フィンランド	0.16
フランス	0.88
ドイツ	1.24
ギリシャ	0.09
ハンガリー	0.29
アイスランド	0.00
アイルランド	0.05
イタリア	0.18
日本	13.00
ラトビア	0.34
リヒテンシュタイン	0.01
リトアニア	0.28
ルクセンブルグ	0.01
モナコ	0.00
オランダ	0.01
ニュージーランド	0.20
ノルウェー	0.40
ポーランド	0.82
ポルトガル	0.22
ルーマニア	1.10
ロシア	17.63
スロバキア	0.50
スロベニア	0.36
スペイン	0.67
スウェーデン	0.58
スイス	0.50
ウクライナ	1.11
英国	0.37
米国	(*)

(*) 28MtC

VIII. 議定書の遵守に関する手続きと仕組み

COP は、以下に合意する：

1. 遵守を推進し、潜在的な不遵守に対する早期の警告を行うために、促進部は、下記事項の遵守の促進と助言を行う責任を持つものとする。
 - (a) 約束期間前及び約束期間中の 3 条 1 項に規定された排出削減目標。
 - (b) 第 1 約束期間開始前に 5 条 1, 2 項、7 条 1, 4 項に規定された方法論的報告義務。
2. 不遵守の結果に対する執行部による法的拘束力のある措置は、環境十全性を確保するための不遵守の回復を目的とするものとし、遵守へのインセンティブを提供するものとする。この結果は、下記の通りとする。
 - (a) 第 1 約束期間の回復率は 1.3
 - (b) 第 2 約束期間以降の回復率は将来決定
 - (c) 遵守行動計画を作成
 - ・ 審査及び評価のため、執行部に提出
 - ・ 次期約束期間における削減目標を遵守するための計画を提供
 - ・ 国内の政策措置にプライオリティを付与
 - (d) 議定書 17 条（排出量取引）への参加資格を停止
3. 執行部は、附属書 I 国が下記を遵守したかどうかを決定する責任を有するものとする。
 - (a) 3 条 1 項の排出削減目標
 - (b) 5 条 1, 2 項、7 条 1, 4 項の方法論的報告義務
 - (c) 6 条、12 条、17 条の適格性
4. 締約国が正式手続きを否定されたと判断する場合、3 条 1 項に関連する執行部の最終決定に対し、COP/moP への上告手続きが必要である。執行部の決定を却下するためには、少なくとも 4 分の 3 の支持が必要である。
5.
 - (a) 正式手続きに関する原則、共通であるが差異のある責任及び個々の能力に関する原則が、遵守システムに反映されるものとする。
 - (b) 条約 3 条に規定された原則が前文の中に言及されるものとする。
 - (c) 共通であるが差異のある責任及び個々の能力に関する原則が、促進部の権限に反映されるものとする。
6. 執行部と促進部は、それぞれ以下の通り構成される。
 - (a) 条約ビューローの最近の慣習を反映させた利益グループを考慮し、国連 5 地域グループより各 1 名及び開発途上の小島嶼国より 1 名
 - (b) 附属書 I 国より 2 名

(c) 非附属書 I 国より 2 名

7. 遵守委員会はコンセンサス方式により意思決定を行うものとするが、コンセンサスがない場合は少なくとも 4 分の 3 の賛成が必要である。加えて、執行部の決定は、非附属書 I 国の過半数及び附属書 I 国の過半数を必要とする。
8. (a) COP 6 において、上記に示された遵守に関する手続きと仕組みを採択し、
(b) COP/m o P 1 において、議定書第 18 条に規定された遵守に関連する手続き及び仕組みを採択するよう勧告する。



UNITED
NATIONS



Framework Convention
on Climate Change

Distr.
LIMITED

FCCC/CP/2001/L.7
24 July 2001

Original: ENGLISH

CONFERENCE OF THE PARTIES

Sixth session, part two
Bonn, 16-27 July 2001
Agenda items 4 and 7

**REVIEW OF THE IMPLEMENTATION OF COMMITMENTS AND OF OTHER
PROVISIONS OF THE CONVENTION**

**PREPARATIONS FOR THE FIRST SESSION OF THE CONFERENCE OF
THE PARTIES SERVING AS THE MEETING OF THE PARTIES TO THE
KYOTO PROTOCOL (DECISION 8/CP.4)**

Decision 5/CP.6*

Implementation of the Buenos Aires Plan of Action

The Conference of the Parties,

Recalling its decisions 1/CP.4, 1/CP.5 and 1/CP.6,

Having considered the texts forwarded to it by the subsidiary bodies at the first part of its sixth session, the report on the first part of its sixth session and the addenda thereto, using as a tool the consolidated negotiating text prepared by its President,

Recognizing the contribution of the negotiating groups established at the second part of the session and *noting* with satisfaction decisions on additional guidance to an operating entity of the financial mechanisms, capacity-building in developing countries (Parties not included in Annex I) and capacity-building in economies in transition,

1. *Decides* to adopt the agreements contained in the annex to this decision as core elements for the implementation of the Buenos Aires Plan of Action;

* This document replaces FCCC/CP/2001/L.6. The present text is identical to that contained in the proposal for a draft decision presented under the authority of the President on "Core elements for the implementation of the Buenos Aires Plan of Action" (dated 21 July 2001, 10.47 p.m.), incorporating the text on procedures and mechanisms relating to compliance under the Kyoto Protocol (dated 23 July 2001, 10.27 a.m.), which was approved for adoption at the fifteenth plenary meeting by the high-level segment of the Conference of the Parties at its resumed sixth session.

2. *Decides* that the second week of the current session shall be devoted to the negotiation and adoption of a balanced package of further decisions incorporating and giving full effect to the agreements referred to in paragraph 1 above;
3. *Urges* all Parties to participate actively and constructively in these negotiations; and
4. *Requests* its President to continue the development of texts incorporating the core elements referred to in paragraph 1 above, to facilitate the negotiations.

Annex

CORE ELEMENTS FOR THE IMPLEMENTATION OF THE BUENOS AIRES PLAN OF ACTION

I. FUNDING UNDER THE CONVENTION

The Conference of the Parties:

1. Recalls the relevant provisions of the United Nations Framework Convention on Climate Change, in particular its Articles 4.1, 4.3, 4.4, 4.5, 4.7, 4.8, 4.9, 4.10 and 11, also its decisions 11/CP.1 and 15/CP.1;
2. Notes that, by its decisions -/CP.6, and -/CP.6, funding has been provided for the implementation of capacity-building activities in Parties not included in Annex I and that additional guidance has been given to the Global Environment Facility to that effect.

The Conference of the Parties agrees:

3. That:
 - (a) There is a need for funding, including funding that is new and additional to contributions that are allocated to the Global Environment Facility climate change focal area and to multilateral and bilateral funding, for the implementation of the Convention;
 - (b) Predictable and adequate levels of funding shall be made available to Parties not included in Annex I;
 - (c) In order to meet the commitments under Articles 4.1, 4.3, 4.4, 4.5, 4.8 and 4.9, Parties included in Annex II to the Convention and other Annex I Parties that are in a position to do so should provide funding for developing country Parties, through the following channels:
 - (i) Increased Global Environment Facility replenishment;
 - (ii) The special climate change fund to be established under this decision;
 - (iii) Bilateral and multilateral channels.
 - (d) Appropriate modalities for burden sharing among the Parties included in Annex II need to be developed;

(e) Parties included in Annex II shall report on their financial contributions on an annual basis;

(f) It shall review the reports referred to in paragraph (e) above on an annual basis.

The Conference of the Parties

4. Notes that many Parties included in Annex II have expressed their willingness to commit themselves to provide adequate funding through a political declaration.

Special climate change fund

The Conference of the Parties agrees:

1. That a special climate change fund shall be established to finance activities, programmes and measures related to climate change, that are complementary to those funded by the resources allocated to the Global Environment Facility climate change focal area and by bilateral and multilateral funding, in the following areas:

- (a) Adaptation;
- (b) Technology transfer;
- (c) Energy, transport, industry, agriculture, forestry and waste management; and
- (d) Activities to assist developing country Parties referred to under Article 4, paragraph 8(h) in diversifying their economies.

2. That the Parties included in Annex II and other Parties included in Annex I that are in a position to do so shall be invited to contribute to the fund, which shall be operated by an entity which operates the financial mechanism, under the guidance of the Conference of the Parties.

3. To invite the entity referred to in paragraph 2 above to make the necessary arrangements for this purpose.

Least developed countries

The Conference of the Parties agrees:

1. That a least developed countries fund shall be established, which shall be operated by an entity which operates the financial mechanism, under the guidance of the Conference of the Parties, to support a work programme for the least developed countries. This work programme shall include, *inter alia*, National Adaptation Programmes of Action.

2. To invite the entity referred to in paragraph 1 above to make the necessary arrangements for this purpose.

3. To provide guidance to the entity referred to in paragraph 1 above on the modalities for operating this fund, including expedited access.

II. FUNDING UNDER THE KYOTO PROTOCOL

The Conference of the Parties:

1. *Recalls* Articles 10, 11 and 12, paragraph 8 of the Kyoto Protocol and its decisions 11/CP.1 and 15/CP.1.
2. Recognizes that funding should be made available to Parties not included in Annex I, which is new and additional to contributions under the Convention.
3. *Agrees* that appropriate modalities for burden sharing need to be developed.

The Kyoto Protocol adaptation fund

The Conference of the Parties agrees:

1. That an adaptation fund shall be established to finance concrete adaptation projects and programmes in developing country Parties that have become Parties to the Protocol.
2. That the adaptation fund shall be financed from the share of proceeds on the clean development mechanism project activities and other sources of funding.
3. That Annex I Parties that intend to ratify the Kyoto Protocol are invited to provide funding, which will be additional to the share of proceeds on clean development mechanism project activities.
4. That the adaptation fund shall be operated and managed by an entity which operates the financial mechanism of the Convention, under the guidance of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol, with guidance to be provided by the Conference of the Parties in the period prior to entry into force of the Kyoto Protocol.
5. To invite the entity referred to in paragraph 4 above to make the necessary arrangements for this purpose.
6. That Parties included in Annex I that intend to ratify the Kyoto Protocol shall report on their financial contributions to the fund on an annual basis.
7. To review the reports referred to in paragraph 6 above on an annual basis, upon entry into force of the Kyoto Protocol to be reviewed by the Conference of the Parties serving at the meeting of the Parties.

III. DEVELOPMENT AND TRANSFER OF TECHNOLOGIES

The Conference of the Parties agrees:

1. To establish an Expert Group on Technology Transfer to be nominated by the Parties.

2. That the Expert Group on Technology Transfer shall comprise 20 experts, as follows:

- (a) 3 members from each of the regions of the Parties not included in Annex I (namely, Africa, Asia and the Pacific and Latin America and the Caribbean);
- (b) 1 member from the small island developing states;
- (c) 7 members from Parties included in Annex I; and
- (d) 3 members from relevant international organizations.

3. That the experts shall have expertise in any of the following areas: greenhouse gas mitigation and adaptation technologies, technology assessments, information technology, resource economics and social development.

4. That the expert group on technology transfer shall elect annually a Chairperson and Vice-Chairperson from amongst its members, with one being a member from a Party included in Annex I and the other being a member from a Party not included in Annex I. The Chairperson and Vice-Chairperson shall alternate annually between a member from a Party included in Annex I and a member from a Party not included in Annex I.

IV. IMPLEMENTATION OF ARTICLE 4.8 AND 4.9 OF THE CONVENTION (DECISION 3/CP.3 AND ARTICLES 2.3 AND 3.14 OF THE KYOTO PROTOCOL)

1. Adverse effects of climate change

The Conference of the Parties agrees:

1. That the implementation of the identified activities shall be supported through the Global Environment Facility (in accordance with decision _/CP.6), the special climate change fund (in accordance with decision _/CP.6), and other bilateral and multilateral sources:

2. To consider, at its eighth session, the implementation of insurance related actions to meet the specific needs and concerns of developing country Parties arising from the adverse effects of climate change, based on the outcome of workshops on insurance.

2. Impact of the implementation of response measures

The Conference of the Parties agrees:

1. That the implementation of the identified activities shall be supported through the Global Environment Facility (in accordance with decision _/CP.6), the special climate change fund (in accordance with decision _/CP.6), and other bilateral and multilateral sources.

2. To consider, at its eighth session, the implementation of insurance related actions to meet the specific needs and concerns of developing country Parties arising from the impact of implementation of response measures, based on the outcome of the workshops on insurance.

V. MATTERS RELATING ARTICLE 3.14 OF THE KYOTO PROTOCOL

The Conference of the Parties recognizes:

1. That minimizing the impact of their implementation of Article 3.1 of the Kyoto Protocol is a development concern affecting both industrialized and developing countries. Parties included in Annex I to the Convention commit to take fully into account the consequences of these actions and to prevent or minimize their adverse effects. These Parties consider such action as a cost-effectiveness measure.

The Conference of the Parties agrees to recommend to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol that:

1. It request Parties included in Annex I to the Convention to provide information, as part of the necessary supplementary information to their annual inventory report, in accordance with the guidelines under Article 7.1 of the Kyoto Protocol, relating to how they are striving, under Article 3.14 of the Kyoto Protocol, to implement their commitments mentioned in Article 3.1 of the Kyoto Protocol in such a way as to minimize adverse social, environmental and economic impacts on developing country Parties, particularly those identified in Article 4.8 and 4.9 of the Convention, and further requests those Parties to incorporate, in this respect, information on action identified in paragraph 3 below, based on methodologies identified at a workshop organized to this end.

2. It decide that the information referred to in paragraph 1 above shall be considered by the facilitative branch of the compliance committee.

3. It agree that Parties included in Annex II, and other Annex I Parties in a position to do so, should give priority, in implementing their commitments under Article 3.14 of the Kyoto Protocol, to the following actions:

(a) The progressive reduction or phasing out of market imperfections, fiscal incentives, tax and duty exemptions and subsidies in all greenhouse gas emitting sectors, taking into account the need for energy price reforms to reflect market prices and externalities;

(b) Removing subsidies associated with the use of environmentally unsound and unsafe technologies;

(c) Cooperating in the technological development of non-energy uses of fossil fuels, and supporting developing country Parties to this end;

(d) Cooperating in the development, diffusion and transfer of less greenhouse gas emitting advanced fossil-fuel technologies, and/or technologies relating to fossil fuels that capture and store greenhouse gases, and encouraging their wider use; and facilitating the participation of the least developed countries and other non-Annex I Parties in this effort;

(e) Strengthening the capacity of developing country Parties identified in Article 4.8 and 4.9 of the Convention for improving efficiency in upstream and downstream activities

relating to fossil fuels, taking into consideration the need to improve the environmental efficiency of these activities; and

(f) Assisting developing country Parties which are highly dependent on the export and consumption of fossil fuels in diversifying their economies.

VI. MECHANISMS PURSUANT TO ARTICLES 6, 12 AND 17 OF THE KYOTO PROTOCOL

1. Principles, nature and scope

The Conference of the Parties agrees:

1. To reaffirm the preamble of the Convention.
2. To recognize that the Kyoto Protocol has not created or bestowed any right, title or entitlement to emissions of any kind on Parties included in Annex I.

The Conference of the Parties agrees:

3. That, in using the mechanisms, Parties shall be guided by the objective and principles contained in Articles 2 and 3 and by Article 4, paragraph 7, of the Convention.
4. That the Parties included in Annex I shall implement domestic action in accordance with national circumstances and with a view to reducing emissions in a manner conducive to narrowing per capita differences between developed and developing country Parties while working towards achievement of the ultimate objective of the Convention.
5. That the use of the mechanisms shall be supplemental to domestic action and domestic action shall thus constitute a significant element of the effort made by each Party included in Annex I to meet its quantified emission limitation and reduction commitments under Article 3, paragraph 1.
6. That the Parties included in Annex I shall be requested to provide relevant information in relation to operative paragraph 5 in accordance with Article 7 of the Kyoto Protocol, for review under its Article 8.
7. That the provision of such information shall take into account reporting on demonstrable progress as contained in decision -/CP.6 (Article 7)¹.
8. That the facilitative branch of the compliance committee shall address questions of implementation with respect to operative paragraphs 6 and 7 above.
9. To recommend to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol that certified emission reductions, emission reduction units and assigned amount units under Articles 6, 12 and 17 may be used to meet commitments under Article 3.1 of Parties included in Annex I, and can be added as provided for in Article 3, paragraphs 10, 11 and 12, and emission reduction units and assigned amount units can be

¹ See FCCC/CP/2001/2/Add.4, page 10, paragraphs 3 and 4.

subtracted as provided for in Article 3, paragraphs 10 and 11, in conformity with the provisions on registries (decision -/CP.6 *Modalities for accounting assigned amount*), without altering the quantified emission limitation and reduction commitments inscribed in Annex B to the Kyoto Protocol.

10. That the share of proceeds to assist developing country Parties that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change to meet the costs of adaptation, as referred to in Article 12, paragraph 8, of the Kyoto Protocol, shall be two per cent of the certified emissions reductions issued for a clean development mechanism's project activity.

11. To recommend to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol that the eligibility to participate in the mechanisms by a Party included in Annex I shall be dependent on its compliance with methodological and reporting requirements under Article 5, paragraphs 1 and 2, and Article 7, paragraphs 1 and 4 of the Kyoto Protocol with oversight being provided by the enforcement branch of the compliance committee, in accordance with the relevant provisions. Only Parties that have accepted the agreement on compliance supplementing the Kyoto Protocol shall be entitled to transfer or acquire credits generated by the use of the mechanisms.

2. Article 6 project activities²

The Conference of the Parties agrees:

1. To affirm that it is the host Party's prerogative to confirm whether an Article 6 project activity assists it in achieving sustainable development.
2. To recognize that Parties included in Annex I are to refrain from using emission reduction units generated from nuclear facilities to meet their commitments under Article 3.1.

The Conference of the Parties agrees:

3. To recommend to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol to establish a supervisory committee to supervise, *inter alia*, the verification of emission reduction units generated by Article 6 project activities.

3. Article 12 (clean development mechanism)

The Conference of the Parties agrees:

1. To affirm that it is the host Party's prerogative to confirm whether a clean development mechanism project activity assists it in achieving sustainable development.
2. To recognize that Parties included in Annex I are to refrain from using certified emission reductions generated from nuclear facilities to meet their commitments under Article 3.1.
3. To emphasize that public funding for clean development mechanism projects from Parties included in Annex I is not to result in the diversion of official development

² Commonly referred to as joint implementation.

assistance and is to be separate from and not counted towards the financial obligations of Parties included in Annex I.

The Conference of the Parties agrees:

4. To facilitate a prompt start for a clean development mechanism and to invite nominations for membership of the executive board prior to its seventh session, with a view to the Conference of the Parties electing the members of the executive board at that session.

5. That the executive board shall comprise ten members from Parties to the Kyoto Protocol, as follows:

(a) One member from each of the five United Nations regional groups, two other members from the Parties included in Annex I, two other members from the Parties not included in Annex I and one representative of the small island developing States, taking into account the current practice in the Bureau of the Conference of the Parties.

6. That the executive board shall develop and recommend to the Conference of the Parties, at its eighth session, simplified modalities and procedures for the following small-scale clean development mechanism project activities:

(a) Renewable energy project activities with a maximum output capacity equivalent of up to 15 megawatts (or an appropriate equivalent);

(b) Energy efficiency improvement project activities which reduce energy consumption, on the supply and/or demand side, by up to the equivalent of 15 gigawatthours per year; or

(c) Other project activities that both reduce anthropogenic emissions by sources and directly emit less than 15 kilotonnes of carbon dioxide equivalent annually.

7. To invite the executive board to review the simplified modalities, procedures and the definition of small-scale project activities referred to in paragraph 6(c) above and, if necessary, make appropriate recommendations to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol.

8. That afforestation and reforestation projects shall be the only eligible land-use, land-use change and forestry projects under the clean development mechanism during the first commitment period. Implementation of such projects shall be guided by the principles referred to in section VII, paragraph 1 below (on land-use, land-use change and forestry) and definitions and modalities to be developed by the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice for decision at the eighth session of the Conference of the Parties. The modalities to be addressed shall include non-permanence, additionality, leakage, scale, uncertainties, socio-economic and environmental impacts (including impacts on bio-diversity and natural ecosystems) (see section VII on land-use, land-use change and forestry regarding limitation of scale).

9. That the treatment of land-use, land-use change and forestry projects under the clean development mechanism in future commitment periods shall be decided as part of the negotiations on the second commitment period.

4. Article 17

The Conference of the Parties agrees:

1. To recommend to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol that each Party included in Annex I shall maintain, in its national registry, a commitment period reserve which should not drop below 90 per cent of the Party's assigned amount calculated pursuant to Article 3, paragraphs 7 and 8, of the Kyoto Protocol or 100 per cent of five times its most recently reviewed inventory, whichever is lowest.

VII. LAND-USE, LAND-USE CHANGE AND FORESTRY

The Conference of the Parties:

1. Affirms that the following principles govern the treatment of land-use, land-use change and forestry (LULUCF) activities:

- (a) That the treatment of these activities be based on sound science,
- (b) Consistent methodologies be used over time for the estimation and reporting of these activities,
- (c) The aim stated in Article 3, paragraph 1, of the Kyoto Protocol not be changed by accounting for LULUCF activities,
- (d) That the mere presence of carbon stocks be excluded from accounting,
- (e) That the implementation of LULUCF activities contributes to the conservation of biodiversity and sustainable use of natural resources,
- (f) That accounting for LULUCF does not imply a transfer of commitments to a future commitment period,
- (g) That reversal of any removal due to LULUCF activities be accounted for at the appropriate point in time,
- (h) That accounting excludes removals resulting from (a) elevated carbon dioxide concentrations above their pre-industrial level; (b) indirect nitrogen deposition and (c) the dynamic effects of age structure resulting from activities and practices before the reference year.

The Conference of the Parties agrees:

2. On a definition of "forest" and on definitions of the activities "afforestation", "reforestation" and "deforestation" for the purpose of implementing Article 3.3. These activities shall be defined on the basis of a change in land use.

3. That debits from harvesting during the first commitment period following afforestation and reforestation since 1990 shall not be greater than credits earned on that unit of land.

4. That "forest management", "cropland management", "grazing land management" and "revegetation" are eligible land-use, land-use change and forestry activities under Article 3, paragraph 4, of the Kyoto Protocol. A Party may choose to apply any or all of these activities during the first commitment period. A Party shall fix its choice of eligible activities prior to the start of the first commitment period.

5. That, during the first commitment period, a Party that selects any or all of the activities mentioned in paragraph 4 above shall demonstrate that such activities have occurred since 1990, and are human-induced. Such activities should not account for emissions and removals resulting from afforestation, reforestation and deforestation as determined under Article 3, paragraph 3.

6. That the following accounting rules are applicable in the first commitment period. They aim to pragmatically implement the guiding principles in the preamble:

(a) Application of net-net accounting (net emissions or removals over the commitment period less net removals in the base year, times five) for agricultural activities (cropland management, grazing land management and revegetation);

(b) Accounting for forest management up to the level of any possible Article 3.3 debits, if the total carbon stock change in the managed forests since 1990 is equal to or larger than this Article 3.3 debit (up to 8.2 megatons of carbon per Party per year; no discounting);

(c) Additions to and subtractions from the assigned amount of a Party, resulting from forest management under Article 3.4 after the application of the Article 3.3 debit compensation described in subparagraph (b) above, and resulting from forest management undertaken under Article 6, shall not exceed the value inscribed in Appendix Z to this decision³.

7. That the eligibility of LULUCF activities under Article 12 is limited to afforestation and reforestation.

8. That for the first commitment period, the total of additions to and subtractions from the assigned amount of a Party resulting from eligible LULUCF activities under Articles 12, shall not exceed 1 % of base year emissions of that Party, times five.

9. To request the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice to develop definitions and modalities for including afforestation and reforestation projects under the CDM in the first commitment period, taking into account the issues of non-permanence,

³ In arriving at the values in the Appendix, the COP was guided by the application of an 85% discount factor to account for the removals identified in paragraph 1(h) and a 3% cap on forest management, using a combination of data provided by Parties and FAO data. Consideration was also given to national circumstances (including the degree of effort needed to meet Kyoto commitments and the forest management measures implemented). The accounting framework established in this paragraph shall not be construed as establishing any precedent for the second and subsequent commitment period.

additionality, leakage, uncertainties and socio-economic and environmental impacts, including impacts on biodiversity and natural ecosystems, and being guided by the principles in paragraph 2 and terms of reference to be agreed by the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice, with the aim of adopting a decision on these definitions and modalities at its ninth session, to be forwarded to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session.

APPENDIX Z

	Mt C/yr
Australia	0.00
Austria	0.63
Belgium	0.03
Bulgaria	0.37
Canada	12.00
Czech Republic	0.32
Denmark	0.05
Estonia	0.10
Finland	0.16
France	0.88
Germany	1.24
Greece	0.09
Hungary	0.29
Iceland	0.00
Ireland	0.05
Italy	0.18
Japan	13.00
Latvia	0.34
Liechtenstein	0.01
Lithuania	0.28
Luxembourg	0.01
Monaco	0.00
Netherlands	0.01
New Zealand	0.20
Norway	0.40
Poland	0.82
Portugal	0.22
Romania	1.10
Russian Federation	17.63
Slovakia	0.50
Slovenia	0.36
Spain	0.67
Sweden	0.58
Switzerland	0.50
Ukraine	1.11

United Kingdom	0.37
United States of America ⁴	

VIII. PROCEDURES AND MECHANISMS RELATING TO COMPLIANCE UNDER THE KYOTO PROTOCOL

The Conference of the Parties agrees:

1. That, with the aim of promoting compliance and providing for early warning of potential non-compliance, the facilitative branch shall be responsible for providing advice and facilitation for compliance with:

(a) Quantitative emission commitments (Article 3.1) prior to the beginning of the relevant commitment period and during that commitment period; and

(b) Methodological and reporting requirements (Articles 5.1, 5.2, 7.1 and 7.4) prior to the beginning of the first commitment period.

2. That the consequences of non-compliance to be applied by the enforcement branch shall be aimed at the restoration of non-compliance to ensure environmental integrity, and shall provide for an incentive to comply. These consequences shall be the following:

(a) For the first commitment period deduction at a rate of 1.3;

(b) For subsequent commitment periods at a rate to be determined in future amendments;

(c) Development of a compliance action plan:

- to be submitted to the enforcement branch for review and assessment;
- to provide for action to comply with the quantitative emission commitments of the subsequent commitment period; and
- to give priority to domestic policies and measures;

(d) Suspension of the eligibility to make transfers under Article 17.

3. That the enforcement branch shall be responsible for determining whether a Party included in Annex I is not in compliance with:

(a) Quantitative emission commitments (Article 3.1);

(b) Methodological and reporting requirements (Articles 5.1, 5.2, 7.1 and 7.4); and

⁴ The blank entry reflects the fact that the United States of America did not participate in the development of this table. An approximate number for the United States of America based on data submitted by the United States of America in document FCCC/SBSTA/2000/MISC.6 and data from the FAO in document TBFRA-2000 (UN-ECE/FAO) would be 28 Mt C/yr.

(c) Eligibility requirements under Articles 6, 12 and 17.

4. That there shall be an appeals procedure to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties against final decisions of the enforcement branch related to Article 3.1 if a Party believes it has been denied due process. Majority of at least three-quarters is required to override decisions of the enforcement branch.

5. That:

(a) The principles of due process and of common but differentiated responsibilities and respective capabilities shall be reflected in the design of the compliance system;

(b) The principles mentioned in Article 3 of the Convention shall be referred to in the preamble; and

(c) The principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities shall be reflected in the mandate of the facilitative branch.

6. That the enforcement branch and the facilitative branch shall each be composed of:

(a) One member from each of the five regional groups of the United Nations and one member from the small island developing States, taking into account the interest groups as reflected by the current practice of the bureau of the Convention;

(b) Two members from Parties included in Annex I; and

(c) Two members from Parties not included in Annex I

7. That the Compliance Committee shall take decisions by consensus, failing which majority of at least three quarters is required. In addition, decisions by the enforcement branch require a majority of members from Parties included in Annex I, as well as a majority of members from Parties not included in Annex I.

8. To:

(a) Adopt, at its sixth session, the procedures and mechanisms relating to compliance as specified above; and

(b) Recommend the adoption, by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol, at its first session, of procedures and mechanisms relating to compliance in terms of Article 18 of the Kyoto Protocol.

C O P 6 吸収源交渉グループ議長テキスト
(FCCC/CP/2001/L.11/Rev. 1)

土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)に関する決定
(COP6吸収源交渉グループ議長テキスト)

COP6決定(案)

土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)

COPは、

COP4決定1、8、9及びCOP5決定16を想起し、

土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)に関するIPCC特別報告書の科学的助言を評価し、

1. COP/moP1で、別添のCOP/moP1決定案(LULUCF)を採択することを勧告する。
2. SBSTAに対して以下の事項を要求する:
 - (a) 下記段落3(a)に示されたIPCCによる方法論に関する作業の完了に引き続き、第一約束期間に直接的人為的な「劣化(degradation)」及び「植生破壊(devegetation)」活動が適用されるべきかどうかについて、COP/moP1で採択するための決定(内容)をCOP10が勧告するために、それら活動に起因する温室効果ガスの排出量計上のための手法を検討し、採択すること
 - (b) 将来の約束期間において、生物群系による森林の定義を用いることについて、COP10が、COP/moP1で採択するための決定(内容)をCOP/moP1に勧告するために、第2約束期間以降の生物群系による森林の定義の可能な適用について検討すること
 - (c) 第2約束期間が始まるまでに、京都議定書3条4項に基づく活動の炭素収支計上方法に関する、様式、ルール及びガイドラインのいかなる見直しについて、下記段落3(d)に示されたIPCCの作業の結果を組み入れること

B. Article 3.3

2. For the purposes of Article 3.3, eligible activities are those direct human-induced afforestation, reforestation and/or deforestation activities that meet the requirements set forth in this annex and that started on or after 1 January 1990 and before 31 December of the last year of the commitment period.
3. For the purposes of determining the area of deforestation to come into the accounting system under Article 3.3, each Party shall determine the forest area using the same spatial assessment unit as is used for the determination of afforestation and reforestation, but not larger than 1 hectare.
4. For the first commitment period, debits² resulting from harvesting during the first commitment period following afforestation and reforestation since 1990 shall not be greater than credits³ accounted for on that unit of land.
5. Each Party included in Annex I shall report, in accordance with Article 7, on how harvesting or forest disturbance that is followed by the re-establishment of a forest, is distinguished from deforestation. This information will be subject to review in accordance with Article 8.

C. Article 3.4

6. A Party included in Annex I may choose to account for anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks resulting from any or all of the following human-induced activities, other than afforestation, reforestation and deforestation, under Article 3.4 in the first commitment period: revegetation, forest management, cropland management, and grazing land management.
7. A Party included in Annex I wishing to account for activities under Article 3.4, shall identify, in its report to enable the establishment of its assigned amount pursuant to Article 3.7 and Article 3.8, the activities under Article 3.4, it elects to include in its accounting for the first commitment period. Upon election, a decision by a Party will be fixed for the first commitment period.
8. During the first commitment period, a Party included in Annex I that selects any or all of the activities mentioned in paragraph 6 above shall demonstrate that such activities have occurred since 1990 and are human-induced. A Party included in Annex I shall not account for emissions by sources and removals by sinks resulting from activities under Article 3.4, if these are already accounted for under Article 3.3.
9. For the first commitment period, accountable anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks resulting from cropland management, grazing land management and revegetation under Article 3.4, shall be equal to anthropogenic greenhouse gas emissions by

² 'Debits': where emissions are larger than removals on a unit of land.

³ 'Credits': where removals are larger than emissions on a unit of land.

sources and removals by sinks in the commitment period, less five times the anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks resulting from these eligible activities in the base year of that Party while avoiding double accounting.

10. For the first commitment period, a Party included in Annex I that incurs a net source of emissions under the provisions of Article 3.3, may account for anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks in areas under forest management under Article 3.4, up to a level that is equal to the net source of emissions under the provisions of Article 3.3, but not greater than [8.2] megatons of carbon times five, if the total anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks in the managed forest since 1990 is equal to, or larger than, the net source of emissions incurred under Article 3.3.

11. For the first commitment period only, additions to and subtractions from the assigned amount of a Party⁴ resulting from forest management under Article 3.4, after the application of paragraph 10 above and resulting from forest management project activities undertaken under Article 6, shall not exceed the value inscribed in the appendix to this decision, times five.⁵

12. A Party may request the Conference of the Parties to reconsider its numerical values as contained in paragraph 10 and in the appendix to paragraph 11, with the view of the Conference of the Parties recommending a decision for adoption to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Parties, no later than 2 years prior to the beginning of the first commitment period.⁶ Such a re-consideration shall be based upon country specific data and the elements of guidance and consideration in footnote 5 to paragraph 11. These shall be submitted and reviewed in accordance with relevant decisions related to Articles 5, 7 and 8 of the Kyoto Protocol, and in accordance with the *Revised 1996 Intergovernmental Panel on Climate Change Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories*, any future elaboration of these guidelines, or parts of them, and any good practice guidance on land use, land-use change and forestry in accordance with the relevant decisions of the Conference of the Parties.

D. Article 12

13. The eligibility of land use, land-use change and forestry project activities under Article 12 is limited to afforestation and reforestation;

14. For the first commitment period, the total of additions to a Party's assigned amount resulting from eligible land use, land-use change and forestry project activities under Article 12 shall not exceed one per cent of base year emissions of that Party, times five;

⁴ As will be elaborated in the relevant decision dealing with modalities for the accounting of assigned amounts.

⁵ In arriving at the values in the appendix below, the Conference of the Parties was guided by the application of an 85 per cent discount factor to account for the removals identified in paragraph 1(h) in the pre-amble of decision -/CMP.1 (Land use, land-use change and forestry) and a 3 per cent cap on forest management, using a combination of data provided by Parties and by the Food and Agriculture Organization (FAO). Consideration was also given to national circumstances (including the degree of effort needed to meet Kyoto commitments and the forest management measures implemented). The accounting framework established in this paragraph shall not be construed as establishing any precedent for the second and subsequent commitment period.

⁶ The Russian Federation does not recognize (see FCCC/CP/2001/CRP.10) the numerical value in paragraph 10 and the value for the Russian Federation in the appendix to paragraph 11 as final values for it.

15. The treatment of land use, land-use change and forestry project activities under Article 12 in future commitment periods shall be decided as part of the negotiations on the second commitment period.

E. General

16. Each Party included in Annex I shall, for the purposes of applying the definition of "forest" as contained in paragraph 1 (a) above, select a single minimum tree crown cover value between 10 and 30 per cent, a single minimum land area value between 0.05 and 1 hectares and a single minimum tree height value between 2 and 5 metres. The selection of a Party shall be fixed for the duration of the first commitment period. The selection shall be included as an integral part of its report to enable the establishment of its assigned amount pursuant to Article 3.7 and 3.8 in accordance with decision -/CP.6, and shall include the values for tree crown cover, tree height and the minimum land area. Each Party shall justify in its reporting that such values are consistent with the information that has historically been reported to the Food and Agriculture Organization of the United Nations or other international bodies, and if they differ, explain why and how such values were chosen.

17. For the first commitment period, and subject to other provisions in this annex, the additions to and subtractions from the assigned amount of a Party pursuant to Article 3.7 and 3.8, shall be equal to anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks measured as verifiable changes in carbon stocks, and non-carbon dioxide greenhouse gas emissions during the period 1 January 2008 to 31 December 2012 resulting from afforestation, reforestation and deforestation under Article 3.3 and forest management under Article 3.4, that have taken place since 1 January 1990. Where the result of this calculation is a net sink of greenhouse gases, this value shall be added to the assigned amount of that Party. Where the result of this calculation is a net source of greenhouse gas emissions, this value shall be subtracted from the assigned amount of that Party.

18. Accounting of anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks resulting from land use, land-use change and forestry activities under Article 3.3 and 3.4, shall begin with the onset of the activity or the beginning of the commitment period, whichever comes later.

19. Once land is accounted for under Article 3.3 and 3.4, all anthropogenic greenhouse gas emissions by sources from and removals by sinks on this land must be accounted for throughout subsequent and contiguous commitment periods.

20. National inventory systems under Article 5.1 shall ensure that areas of land subject to land use, land-use change and forestry activities under Article 3.3 and 3.4 are identifiable, and information about these areas should be provided by each Party included in Annex I in their national inventories in accordance with Article 7. Such information will be reviewed in accordance with Article 8.

21. Each Party included in Annex I shall account for all changes in the following carbon pools: above-ground biomass, below-ground biomass, litter, dead wood, and soil organic carbon. A Party may choose not to account for a given pool in a commitment period, if transparent and verifiable information is provided that the pool is not a source.

APPENDIX

	Mt C/yr
Australia	0.00
Austria	0.63
Belarus	
Belgium	0.03
Bulgaria	0.37
Canada	12.00
Croatia	
Czech Republic	0.32
Denmark	0.05
Estonia	0.10
Finland	0.16
France	0.88
Germany	1.24
Greece	0.09
Hungary	0.29
Iceland	0.00
Ireland	0.05
Italy	0.18
Japan	13.00
Latvia	0.34
Liechtenstein	0.01
Lithuania	0.28
Luxembourg	0.01
Monaco	0.00
Netherlands	0.01
New Zealand	0.20
Norway	0.40
Poland	0.82
Portugal	0.22
Romania	1.10
Russian Federation	17.63
Slovakia	0.50
Slovenia	0.36
Spain	0.67
Sweden	0.58
Switzerland	0.50
Ukraine	1.11
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	0.37

ANNEX

Definitions, modalities, rules and guidelines relating to land use, land-use change and forestry activities under the Kyoto Protocol

A. Definitions

1. For land use, land-use change and forestry activities under Article¹ 3.3 and 3.4, the following definitions shall apply:

(a) “Forest” is a minimum area of land of 0.05-1.0 hectares with tree crown cover (or equivalent stocking level) of more than 10-30 per cent with trees with the potential to reach a minimum height of 2-5 metres at maturity in situ. A forest may consist either of closed forest formations where trees of various storeys and undergrowth cover a high proportion of the ground or open forest. Young natural stands and all plantations which have yet to reach a crown density of 10-30 per cent or tree height of 2-5 metres are included under forest, as are areas normally forming part of the forest area which are temporarily unstocked as a result of human intervention such as harvesting or natural causes but which are expected to revert to forest;

(b) “Afforestation” is the direct human-induced conversion of land that has not been forested for a period of at least 50 years to forested land through planting, seeding and/or the human-induced promotion of natural seed sources;

(c) “Reforestation” is the direct human-induced conversion of non-forested land to forested land through planting, seeding and/or the human-induced promotion of natural seed sources, on land that was forested but that has been converted to non-forested land. For the first commitment period, reforestation activities will be limited to reforestation occurring on those lands that did not contain forest on 31 December 1989;

(d) “Deforestation” is the direct human-induced conversion of forested land to non-forested land;

(e) “Revegetation” is a direct human-induced activity to increase carbon stocks on sites through the establishment of vegetation that covers a minimum area of 0.05 hectares and does not meet the definitions of afforestation and reforestation contained here;

(f) “Forest management” is a system of practices for stewardship and use of forest land aimed at fulfilling relevant ecological (including biological diversity), economic and social functions of the forest in a sustainable manner.

(g) “Cropland management” is the system of practices on land on which agricultural crops are grown and on land that is set aside or temporarily not being used for crop production;

(h) “Grazing land management” is the system of practices on land used for livestock production aimed at manipulating the amount and type of vegetation and livestock produced.

¹ “Article” in this annex refers to an article of the Kyoto Protocol, unless otherwise specified.

- (d) 下記段落2(e)で実施される作業への付託事項を SBSTA15で作成すること
- (e) COP/moP1に提出されるものとして、COP9で(吸収源CDMにかかる)定義や様式についての決定を採択するため、非永続性、追加性、リーケージ、不確実性、生物多様性や自然生態系を含む環境・社会経済への影響の課題に留意し、また、上記段落2(d)に関連した付託事項とCOP/moP1 決定案の原則に従い、第1約束期間において12条に新規植林、再植林プロジェクト活動を含めるための定義や様式を作成すること

3. IPCCに対して以下の事項を要請する

- (a) COP6決定案及びCOP/moP1決定案に関する検討及びCOP9における採択のために、国別温室効果ガス目録のための1996年改訂IPCC国別温暖効果ガス目録ガイドラインを踏まえ、議定書3条3項、4項、及び6条、12条に基づくLULUCF活動に起因する人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去及び炭素蓄積の変化を、推定、測定、モニター及び報告するために手法を検討すること
- (b) COP6決定案及びCOP/moP1決定案に関する検討及びCOP9における検討及び可能な採択のために、LULUCF活動に起因する人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去及び正味の炭素蓄積の変化の、測定、推定、不確実性の評価、モニター及び報告に関連する、優良事例(Good Practice Guidance)及び不確実性の管理に関する報告を準備すること
- (c) COP9における検討及び可能な採択のために、森林及びその他の植生の直接的人為的な劣化と植生破壊の定義及びこれら活動に起因する排出に関する報告のための手法を開発すること
- (d) COP10における採択のために、温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去及び正味の炭素蓄積の人為的な変化を、間接的人為的活動、自然の影響(例えば、二酸化炭素施肥や窒素降下物)や、森林において過去(基準年以前)に行われた活動から分離するための実施可能な手法を開発すること

4. 伐採木材製品の取り扱いのいかなる変更は、今後のCOP決定に従うものとすべきと決定。

COP/moP1(京都議定書批准国による第1回締約国会議)決定(案)

土地利用、土地利用変化及林業

COP/moPは、

京都議定書の規定に基づく土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)活動の実施は、気候変動枠組条約及び京都議定書の目的と原則及び決定と矛盾があってはならないことを確認し、

COP6第2部により採択された決議一/CP.6について検討した結果、

1. 次の原則が LULUCF の取り扱いを定めることを確認する。
 - (a) 全てのLULUCF活動の取扱いに関する決定は、科学的根拠に基づくものでなければならないこと
 - (b) LULUCF活動の推定及び報告のために、時が経過しても一貫性のある手法を用いること
 - (c) LULUCFの計上により、京都議定書3条1項に規定された目的を変化させてはならないこと
 - (d) 単に存在するだけの炭素蓄積は計上から除外されること
 - (e) 京都議定書に基づくLULUCF活動の実施は、生物多様性の保全や天然資源の持続的利用に貢献するものであること
 - (f) LULUCF活動のための炭素蓄積計上は将来の約束期間に約束内容の移行を意味するものではないこと
 - (g) LULUCF 活動のためのいかなる除去のための排出は、同時に適切に計上されること

(h) 次に起因する除去は計上しないこと

- (i) 産業化以前のレベル以上に二酸化炭素の高濃度化
- (ii) 間接的な窒素降下物
- (iii) 基準年以前の活動や実践に起因する樹齢構成の動的影響

2. LULUCF活動に起因する温暖化効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去及び炭素貯留量の推定、対策、モニタリング、報告のために、IPCCにより作成された優良事例(Good Practice Guidance)を、関連するCOP決定及びCOP/moP決定に従い、締約国は適用しなければならないことを決定
3. 温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去は、この決定文の附属書に従い計上されるべきであること、及び毎年目録によって報告され、京都議定書5条、7条及び8条に関連した決定に従い、国別温室効果ガス目録のための1996年改訂IPCC国別温暖効果ガス目録ガイドライン及び将来COP/moPの関連する決定に基づき開発されるLULUCFに関する優良事例やガイドラインに従い審査されるべきであることを決定
4. 第1約束期間に適用するため、附属書に含まれている、京都議定書に基づくLULUCF活動に関連する、定義、様式、ルール及びガイドラインを採択すること

附属書

京都議定書に基づく LULUCF 活動に関する定義、様式、ルール、ガイドライン

A. 定義

1. 京都議定書3条3項、4項に基づく土地利用、土地利用変化及び林業活動(LULUCF)に関して、次の定義を適用する。
 - (a) 「森林」は、その場所で、成熟期に最低樹高が2から5メートル(m)に達し得る木があり、樹冠率(又は同等の蓄積)が10から30%以上の面積が0.05から1.0ヘクタール(ha)以上の土地とする。森林は、様々な層をなす立木や下層植生が地上の大部分を覆っている閉鎖林、もしくは疎開林でも良い。樹冠密度(crown density)が10から30パーセント、樹高が2から5メートルに満たない若齢の天然林分や全ての人工林は、通常、伐採のような人為的影響や自然の影響により、一時的に蓄積がない状態となるが、森林に逆戻りすることが期待される区画の一部分であるため、森林に含まれる。
 - (b) 「新規植林」は、少なくとも50年間森林ではなかった土地を、植栽、播種及び/若しくは、天然更新の人為的な促進により、直接的人為的に森林へ転換することである。
 - (c) 「再植林」は、森林であったが非森林に転換されていた土地を、植栽、播種及び/若しくは、天然更新の人為的な促進により、直接的人為的に森林へ転換することである。第1約束期間においては、再植林活動は、1989年12月31日に森林ではなかった土地での再植林に限定される。
 - (d) 「森林減少」は、森林から非森林へ直接的人為的に転換することである。
 - (e) 「植生回復」は、新規植林と再植林の定義に該当しない最低0.05ha以上の植生の造成により、土地の炭素蓄積を増加させる直接的人為的活動である。
 - (f) 「森林経営」は、持続可能な方法で森林の生態学的(生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を十分に発揮するために森林の管理と利用を実践するシステムである。

- (g) 「耕地管理」は、農作物が育てられている土地や、放置もしくは一時的に作物生産に用いられていない土地において、実践するシステムである。
- (h) 「放牧地管理」は、植生や家畜生産の量及び種類を操作することを目的とした家畜生産のための土地利用の実践システムである。

B. 3条3項

2. 3条3項の目的上、対象となる活動は、この附属書で示された要求を満たす、1990年1月1日から約束期間の最終年の12月末日までに行われた、直接的人為的な新規植林、再植林及び森林減少である。
3. 3条3項に基づく炭素収支計上システムにおける森林減少面積を決定するために、締約国は、1haを越えない範囲で、新規植林や再植林の決定のために用いたものと同様の空間的な評価ユニットを使い、森林被覆を決定するものとする。
4. 第1約束期間において、1990年以降の新規植林や再植林後に第1約束期間中の伐採により発生する排出量は、その土地の計上された吸収量よりも大きくならない。
5. 附属書 I 国は、7条の規定に従い、森林の再生により生じた伐採(harvesting)や森林攪乱(forest disturbance)をどのように森林減少と区別するかについて、報告しなければならない。この情報は8条審査の対象となる。

C. 3条4項

6. 附属書 I 国は、第1約束期間においては3条4項に基づき新規植林、再植林及び森林減少以外の人為的活動、すなわち「植生回復」、「森林経営」、「農耕地管理」及び「放牧地管理」のうちのいくつか又は全てに起因する、人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去を計上することえを選択することができる。
7. 3条4項に基づく活動による炭素収支計上を行おうとする附属書 I 国は、第1約束期間に計上する3条7項、8項に規定された排出割当量を設定するための報告の中で、第1約束期間に適用しようとする3条4項活動を決定しなければならない。

い。その選択は、第1約束期間中固定されたままである。

8. 第1約束期間中、上記段落6に言及された活動のいくつかまたは全てを選択する付属書 I 国は、それらの活動が1990年以降に発生した、人為的な活動であることを証明する。付属書 I 国は、3条3項の規定により既に計上されている場合、3条4項の活動に起因する発生源からの排出と吸収源による除去を計上してはならない。
9. 第1約束期間においては、3条4項に基づく農地管理、放牧地管理及び植性回復に起因する、計上可能な人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去は、約束期間の人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去から、二重計上をさけた基準年のこれら活動に起因する人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去の5倍を引いたものとする。
10. 第1約束期間において、3条3項の規定により純排出となる付属書 I 国は、1990年以降、育成林における人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去の合計が、3条3項による純排出量と同量もしくはそれ以上である場合において、820万炭素トンの5倍を上限に、3条3項の純排出と同量まで、3条4項に基づく森林経営による、人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去を計上することができる。
11. 第1約束期間のみにおいて、6条に規定された森林経営活動に起因し、上記段落10の適用後で、3条4項の森林経営に起因する締約国の割り当て排出量への加算や差し引きは、別添の記載量の5倍を超えるものではない。
12. COP/moPにおいて採択するための決定をCOPが勧告するために、遅くとも第1約束期間が開始する2年前までに、締約国はCOPに対し、段落10及び段落11に係る付属書の値について再考することを要求できる。そのような再検討は、各国の吸収量データ及び、段落11に関する注釈5のガイダンスと説明に基づくものでなければならない。これらは、議定書5条、7条、8条と関連する決定、国別温室効果ガス目録のための1996年改訂版IPCCガイドライン、ガイドラインやLULUCFに関する優良事例の関する今後の検討結果及び関連するCOP決定に従い、提案され、審査されなければならない。

D. 12条

13. 12条に基づく土地利用、土地利用変化の林業活動の適用は、新規植林、再植林に限定される。
14. 第1約束期間において12条のもと適用した LULUCF 活動に起因する各国の割り当て量への加算合計は、基準年排出量の1%の5倍を超えないものとする。
15. 将来の約束期間における12条による LULUCF 活動の取り扱いは、第2約束期間の交渉期間に決定される。

E. 一般

16. 附属書 I 国は、上記段落1(a)にある「森林」の定義を適用するために、10から30%の間で単一の樹冠率の最低値、0.3から1haの間で単一の面積の最低値、及び2から5mの間で単一の樹高の最低値を選ぶものとする。その選択は、第1約束期間中は固定されるべきである。COP6の決定__に従い、その選択した値は、3条7項、8項に規定された排出割当量を設定するための報告に必須要素として含められるべきであり、樹幹率、樹高及び最低面積を含む。締約国は、その値が過去にFAOやその他の国際機関に報告した情報と矛盾していないことを報告の中で正当化すべきであり、もし異なる場合は、なぜ、どのようにその値を選択したか説明しなければならぬ。
17. 第1約束期間においては、この付録のほかの規定に係る、3条7項、8項に規定された締約国の排出割当量の増減は、1990年1月1日以降に行われた3条3項に基づく新規植林、再植林、森林減少や4項に基づく森林経営に起因する、2008年1月1日から2012年12月31日の間の、検証可能な炭素蓄積変化として測定された温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去、及び、非CO₂温室効果ガスの純排出量と同量とすべきである。この計算の結果が温室効果ガスの純吸収である場合は、この値が締約国の排出割当量に追加されるものとする。この計算の結果が温室効果ガスの純排出である場合は、この値が締約国の排出割当量から差しひかれるものとする。
18. 3条3項、4項に基づく土地利用、土地利用変化及び林業活動に起因する人為的な温室効果ガスの発生源からの排出及と吸収源による除去の炭素収支計上

は、活動の開始時もしくは約束期間の最初のうち、どちらか遅い方から始まる。

19. ある土地において、一度3条3項、4項のもとで炭素収支が計上されたならば、それ続く約束期間の間ずっと、当該土地からの全ての人為的な温室効果ガスの発生源からの排出と吸収源による除去を計上しなければならない。
20. 締約国は、3条3項4項に基づく土地利用、土地利用変化及び林業活動の対象となる土地区画を確保する5条1項の国別報告とこれらの土地に関する情報を、7条に規定された国別報告として提供しなければならない。そのような情報は、8条に基づき審査される。
21. 附属書 I 国は以下の炭素蓄積の全ての変化を計上しなければならない。：地上バイオマス、地下バイオマス、リター、枯死木、土壌有機炭素が含まれるものとする。締約国は、もし炭素蓄積が発生源でないことが透明かつ検証可能な情報として提供される場合には、約束期間における与えられた蓄積を計上しないことを選択することができる。

別 添

国名	MtC/年
オーストラリア	0.00
オーストリア	0.63
ベラルーシ	
ベルギー	0.03
ブルガリア	0.37
カナダ	12.00
クロアチア	
チェコ	0.32
デンマーク	0.05
エストニア	0.10
フィンランド	0.16
フランス	0.88
ドイツ	1.24
ギリシャ	0.09
ハンガリー	0.29
アイスランド	0.00
アイルランド	0.05
イタリア	0.18
日本	13.00
ラトビア	0.34
リヒテンシュタイン	0.01
リトアニア	0.28
ルクセンブルグ	0.01
モナコ	0.00
オランダ	0.01
ニュージーランド	0.20
ノルウェー	0.40
ポーランド	0.82
ポルトガル	0.22
ルーマニア	1.10
ロシア	17.63
スロバキア	0.50
スロベニア	0.36
スペイン	0.67
スウェーデン	0.58
スイス	0.50
ウクライナ	1.11
英国	0.37



CONFERENCE OF THE PARTIES

Sixth session, part two

Bonn, 16-27 July 2001

Agenda item 7 (b)

**PREPARATIONS FOR THE FIRST SESSION OF THE CONFERENCE OF THE
PARTIES SERVING AS THE MEETING OF THE PARTIES TO THE KYOTO
PROTOCOL (DECISION 8/CP.4)**

MATTERS RELATING TO LAND-USE, LAND-USE CHANGE AND FORESTRY

Draft decision proposed by the Co-Chairmen of the negotiating group

Draft decision -/CP.6

Land use, land-use change and forestry

The Conference of the Parties,

Recalling its decisions 1/CP.4, 8/CP.4, 9/CP.4 and 16/CP.5,

Acknowledging with appreciation the scientific advice provided in the *Special Report on Land use, Land-use Change and Forestry* prepared by the Intergovernmental Panel on Climate Change,

1. *Recommends* that the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session adopts decision -/CMP.1 (*land use, land-use change and forestry*);
2. *Requests* the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice:
 - (a) To consider, following the completion of the methodological work by the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) as outlined in paragraph 3 (c) below, and adopt methodologies to account for anthropogenic greenhouse gas emissions resulting from direct human-induced degradation and devegetation activities, with a view to the Conference of the Parties at its tenth session recommending a decision for adoption by the Conference of the

Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session regarding whether such activities should be included in the first commitment period;

(b) To investigate the possible application of biome-specific forest definitions for the second and subsequent commitment periods with a view to the Conference of the Parties at its tenth session recommending a decision for adoption on the use of such biome-specific forest definitions for future commitment periods to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session;

(c) To incorporate the work of the IPCC as outlined in paragraph 3 (d) below, into any revisions of modalities, rules and guidelines prior to the second commitment period, for the accounting of activities under Article 3.4 of the Kyoto Protocol;

(d) To develop at its fifteenth session terms of reference for the work to be conducted under paragraph 2 (e) below;

(e) To develop definitions and modalities for including afforestation and reforestation project activities under Article 12 in the first commitment period, taking into account the issues of non-permanence, additionality, leakage, uncertainties and socio-economic and environmental impacts, including impacts on biodiversity and natural ecosystems, and being guided by the principles in the preamble to decision -/CMP.1 (*land use, land-use change and forestry*) and the terms of reference referred to in paragraph 2 (d) above, with the aim of adopting a decision on these definitions and modalities at the ninth session of the Conference of the Parties, to be forwarded to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session;

3. *Invites* the Intergovernmental Panel on Climate Change:

(a) To elaborate methods to estimate, measure, monitor, and report changes in carbon stocks and anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks resulting from land use, land-use change and forestry activities under Article 3.3 and 3.4, and Articles 6 and 12 of the Kyoto Protocol on the basis of the *Revised 1996 Intergovernmental Panel on Climate Change Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories*, taking into account the decisions -/CMP.1 and -/CP.6, to be submitted for consideration and possible adoption to the Conference of the Parties at its ninth session;

(b) To prepare a report on good practice guidance and uncertainty management relating to the measurement, estimation, assessment of uncertainties, monitoring and reporting of net carbon stock changes and anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks in the land use, land-use change and forestry sector, taking into consideration decisions -/CMP.1 and -/CP.6, to be submitted for consideration and possible adoption to the Conference of the Parties at its ninth session;

(c) To develop definitions for direct human-induced 'degradation' and 'devegetation' of forests and other vegetation types and methodological options to inventory and report on emissions resulting from these activities, to be submitted for consideration and possible adoption to the Conference of the Parties at its ninth session; and,

(d) To develop practicable methodologies to factor out direct human-induced changes in carbon stocks and greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks from changes in carbon stocks and greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks due to indirect human-induced and natural effects (such as those from carbon dioxide fertilization and nitrogen deposition), and effects due to past practices in forests (pre-reference year), to be submitted to the Conference of the Parties at its tenth session;

4. *Decides* that any changes to the treatment of harvested wood products shall be in accordance with future decisions of the Conference of the Parties.

Draft decision -/CMP.1

Land use, land-use change and forestry

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol,

Affirming that the implementation of land use, land-use change and forestry activities included under the provisions of the Kyoto Protocol shall be consistent with the objectives and principles of, and any decisions taken under, the United Nations Framework Convention on Climate Change and its Kyoto Protocol,

Having considered decision -/CP.6 adopted by the Conference of the Parties at the second part of its sixth session,

1. *Affirms* that the following principles govern the treatment of land use, land-use change and forestry activities:

- (a) That the treatment of these activities be based on sound science;
- (b) That consistent methodologies be used over time for the estimation and reporting of these activities;
- (c) That the aim stated in Article 3.1, of the Kyoto Protocol not be changed by accounting for land use, land-use change and forestry activities;
- (d) That the mere presence of carbon stocks be excluded from accounting;
- (e) That the implementation of land use, land-use change and forestry activities contributes to the conservation of biodiversity and sustainable use of natural resources;
- (f) That accounting for land use, land-use change and forestry does not imply a transfer of commitments to a future commitment period;
- (g) That reversal of any removal due to land use, land-use change and forestry activities be accounted for at the appropriate point in time;
- (h) That accounting excludes removals resulting from (i) elevated carbon dioxide concentrations above their pre-industrial level; (ii) indirect nitrogen deposition and (iii) the dynamic effects of age structure resulting from activities and practices before the reference year;

2. *Decides* that Good Practice Guidance, and methods to estimate, measure, monitor and report changes in carbon stocks and anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks resulting from land use, land-use change and forestry activities, as developed by the Intergovernmental Panel on Climate Change, shall be applied by Parties, if decided in accordance with relevant decisions of the Conference of the Parties and the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol;

3. *Decides* that anthropogenic greenhouse gas emissions by sources and removals by sinks shall be accounted in accordance with the annex to this decision and reported in annual inventories and reviewed in accordance with relevant decisions relating to Articles 5, 7 and 8 of the Kyoto Protocol, and in accordance with the *Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories*, any future elaboration of these guidelines, or parts of them, and any good practice guidance on land-use change and forestry in accordance with relevant decisions of the Conference of the Parties and the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol;

4. *Adopts* the definitions, modalities, rules and guidelines relating to land use, land-use change and forestry activities under Articles 3, 6 and 12 of the Kyoto Protocol contained in the annex for application in the first commitment period.

